

令和3年

# 富士川町議会

## 第1回臨時会会議録

令和3年 2月 12日 開会

令和3年 2月 12日 閉会

山梨県富士川町議会

令和 3 年

富士川町議会第 1 回臨時会

令和 3 年 2 月 1 2 日

令和3年2月12日  
午前10時00分開議  
於 議 場

1 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 承認第号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度富士川町一般会計補正予算（第9号））
- 日程第5 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度富士川町一般会計補正予算（第10号））
- 日程第6 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度富士川町一般会計補正予算（第11号））
- 日程第7 議案第2号 富士川いきいきスポーツ公園駐車場整備工事請負変更契約の締結について
- 日程第8 議案第1号 富士川町新庁舎整備計画について問う住民投票条例の制定について

2 出席議員は次のとおりである。(13名)

1番	秋山仁	2番	樋口正訓
3番	笹本壽彦	4番	井上和男
5番	望月眞	6番	秋山稔
7番	成田守	8番	小林有紀子
10番	青柳光仁	11番	堀内春美
12番	鮫田洋平	13番	井上光三
14番	長澤健		

3. 欠席議員

なし

4. 会議録署名議員

12番 鮫田洋平                      13番 井上光三

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(18人)

町長	志村学	副町長	齋藤靖
教育長	野中正人	会計管理者	秋山忠
政策秘書課長	秋山佳史	財務課長	早川竜一
管財課長	樋口一也	税務課長	深澤千秋
防災交通課長	望月聡	町民生活課長	中込裕子
福祉保健課長	松井清美	子育て支援課長	佐藤洋子
産業振興課長	遠藤悦美	都市整備課長	河原恵一
土木整備課長補佐	山形謙一郎	上下水道課長	原田和佳
教育総務課長	中込浩司	生涯学習課長	依田正紀

6. 職務のため出席した者の職氏名(2名)

議会事務局長 野中充香  
書 記 横内太加志

開会 午前10時00分

○議長（長澤健君）

開会の前に、相互にあいさつを交わします。起立願います。相互に礼。着席願います。

富士川町告示第5号をもって招集されました、令和3年第1回富士川町議会臨時会に、議員並びに町長をはじめ、執行部各位にはご健勝にてご出席いただき誠にありがとうございます。

ただいまの出席議員は13名であります。

定足数に達しておりますので、これより令和3年第1回富士川町議会臨時会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

---

○議長（長澤健君）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、12番鮫田洋平君及び13番井上光三君を指名します。

---

○議長（長澤健君）

日程第2 会期決定を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は本日1日にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

○議長（長澤健君）

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日と決定いたしました。

---

○議長（長澤健君）

日程第3 諸般の報告

この際、議案の審議に先立ちまして、諸般の報告を行います。

議長から報告します。本日の議事日程、説明員として出席通知のありました者の職・氏名、及び監査委員の出納検査報告などにつきましては、お手元に配布したとおりです。

なお、新型コロナウイルス感染症対策のため、現在は、傍聴席の数を制限させていただいております。傍聴席に入れない皆さまには、1階会議室においてテレビモニターを設置しておりますので、ご利用をお願いいたします。

さらに、本日は、富士川CATVにおいて録画放送するため、議場内にカメラを設置し、撮影いたしますのでご了承願います。傍聴者の皆さまにおかれましても、撮影の対象となりますので、ご理解をお願いいたします。

また、報道機関からも議場内での撮影の申し出がありましたので、これを許可します。

以上で、諸般の報告を終わります。

---

○議長（長澤健君）

日程第4 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度富士川町一般会計補正予算（第9号）

日程第5 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度富士川町一般会計補正予

算（第10号）

日程第6 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度富士川町一般会計補正予算（第11号）

以上の3議案は、専決処分の補正予算承認案件でありますので、一括して議題とします。

町長から本案について、提案理由の説明を求めます。

町長 志村学君。

○町長（志村学君）

—————提案理由朗読説明—————

○議長（長澤健君）

次に、承認第1号から第3号について補足説明を求めます。

財務課長 早川竜一君。

○財務課長（早川竜一君）

それでは、承認第1号から第3号について補足説明を行います。タブレット3ページ、専決処分書をご覧ください。

（以下、専決処分書の朗読）

次のページをご覧ください。令和2年度富士川町一般会計補正予算（第9号）。次のページをご覧ください。

（以下、令和2年度富士川町一般会計補正予算（第9号）の朗読）

第1表歳入歳出予算補正は事項別明細書によりご説明をいたします。タブレット9ページをご覧ください。

（以下、令和2年度富士川町一般会計補正予算（第9号）事項別明細書朗読説明）

続きまして、承認第2号の補足説明を行います。次の次のページ、タブレット12ページをご覧ください。

（以下、専決処分書の朗読）

次のページをご覧ください。令和2年度富士川町一般会計補正予算（第10号）。次のページをご覧ください。

（以下、令和2年度富士川町一般会計補正予算（第10号）の朗読）

第1表歳入歳出予算補正は事項別明細書によりご説明をいたします。タブレット18ページをご覧ください。

（以下、令和2年度富士川町一般会計補正予算（第10号）事項別明細書朗読説明）

続きまして、承認第3号の補足説明を行います。次の次のページ、タブレット21ページをご覧ください。

（以下、専決処分書の朗読）

次のページをご覧ください。令和2年度富士川町一般会計補正予算（第11号）。次のページをご覧ください。

（以下、令和2年度富士川町一般会計補正予算（第11号）の朗読）

第1表歳入歳出予算補正は事項別明細書によりご説明をいたします。タブレット27ページをご覧ください。

（以下、令和2年度富士川町一般会計補正予算（第11号）事項別明細書朗読説明）

以下、次ページからは給与費明細書となりますので、ご参照ください。

以上、承認第1号から第3号の補足説明とさせていただきます。ご審議いただきご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（長澤健君）

以上で、町長の提案理由ならびに担当課長の補足説明が終わりました。

これから、承認第1号から承認第3号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

3番 笹本壽彦君。

○3番議員（笹本壽彦君）

承認第1号専決処分承認に関してですが、提案理由の中に「本町出身の学生等が」とありますが、この「等」に関して、どこまでの範囲なのか教えてください。

○議長（長澤健君）

町長 志村学君。

○町長（志村学君）

学生等は、子どもも含めているというところであります。以上です。

○議長（長澤健君）

笹本壽彦君。

○3番議員（笹本壽彦君）

大学生だけではなくて、例えば専門学校。それと今、学生だけではなくて、若者がこのコロナ禍において職を失ったりして、都会に住んでいられなくて実家に帰ってきたいとか、そういう場合のことは一切考えておられないでしょうか。

○議長（長澤健君）

町長 志村学君。

○町長（志村学君）

今回のPCR検査助成金につきましては、県の制度に同調した協調補助をやっています。歳入歳出にありますように、県が5千円出すということから、町はその上乗せで2万円を限度にということでやりました。全体でPCR検査はできるようになっています。本人負担はほとんどなく、検査できると思うのですが、学生等の等は、20歳以下の子どもすべて対象にしておりますから、そういった帰省する若者はPCR検査をしていただいて、この富士川町にも山梨県にも、これ以上コロナウイルスが拡大しないようにということで、県の制度に同調したものであります。また、そういった質問があったような職を失う事例とかたくさんあります。すべてが富士川町のみではなくて、国にもいろんな制度があります。県もいろんな制度を持っています。その足りないところは、また町がお金を出しながらやってくということで、そういった意味で、昨年来、国県の支援の中では、すき間が出るようなところを町が補完をしているというふうな状況であります。ぜひその辺は、すべてが全部、行政がやればこれにこしたことはないと思うのですが、限られた財源の中で、予算の中でまたやっていきますので、そこは、大勢の皆さんが望んでいることをできるようなことは町も当然考えていますけれども、ぜひ議員の皆さんにもご理解をいただきたい点だと思っております。以上です。

○議長（長澤健君）

笹本壽彦君。

○3番議員（笹本壽彦君）

以上で終わります。

○議長（長澤健君）

なお質疑の答弁は、今議会から自席での答弁となっておりますので、当局の方は自席で回答をよろしくをお願いします。

ほかに質疑ありませんか。

13番 井上光三君。

○13番議員（井上光三君）

タブレットが急に動かなくなったので、覚えで口頭でします。承認第3号だとも思いますけれども、ページが分かりませんが、事項別明細書の歳出のコロナワクチンの関係のところ、会計年度任用職員4名で39万円、3月までのことだとも思いますけれども、計算すると、これは出てきてもらった時間給ということでよろしいのでしょうか。どういう設定で4人で39万ということなのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（長澤健君）

福祉保健課長 松井清美さん。

○福祉保健課長（松井清美さん）

会計年度任用職員につきましては、一応、事務のコールセンター、予約をとっていただいたりというところで2名と、あとは相談業務、専門職等を今考えているところです。あたっている最中です。コールセンター以外にも、印刷とか封入作業とかそういった部分での事務作業が中心となりますので、一応、時給かける7時間というところで、15日間分で計上しました。

○議長（長澤健君）

13番 井上光三君。

○13番議員（井上光三君）

了解しました。もう1点同じページで、一番下にワクチン保管冷凍庫設置負担金とあります。これに1万円です。この冷凍庫自体は提供されるということですね。それは1台ということなのかちょっと確認をしたいのですけれども。

○議長（長澤健君）

福祉保健課長 松井清美さん。

○福祉保健課長（松井清美さん）

冷凍庫につきましては、町民の部分でということで2台確保するのですけれども、1台が3月中に届くということで、その分の電気料ということで計上いたしました。場所は峽南医療センター富士川病院のほうで設置をする予定であります。

○議長（長澤健君）

井上光三君。

○13番議員（井上光三君）

わかりました。ワクチンは非常に重要ですのでよろしくお願いします。

○議長（長澤健君）

ほかに質疑ありませんか。

5番 望月眞君。

○5番議員（望月眞君）

ただいまの井上光三議員に関連をして質問をさせていただきます。承認第3号専決処分の承認を

求めることについての質問です。最初にワクチン接種の場所をどのようにするかというのは、庁内で検討していることと思いますが、接種場所については町民会館を活用したいという報告を受けていますが、そういう理解でよろしいでしょうか。

○議長（長澤健君）

町長 志村学君。

○町長（志村学君）

接種会場につきましては、今、段階的に接種はしていくわけでありますが、最初は医療関係者。そして従事者、そして4月以降に65歳以上の高齢者と、そしてまた基礎疾患のある人、一般の人と段階的にやってくわけでありますが、まだ確定はしておりませんが、どうしてもお医者さんの協力と、そしてまた接種をする看護師さん、医療従事者のご協力がなければできないことでもありますので、今検討しているのは富士川町のみでできるのか、それとも、市川もうちも峡南医療センターというものを持っていますので、峡南医療センターを中心とした接種体制を、集団接種と個別接種、まだ医師会からもご協力をいただかなければできませんので、医師会の先生方とも相談をする中で、集団接種にするなのか、診療所を使った個別接種も含めるなのか、今日、市川三郷が市川の医師会と会合を持っているようでありますので、私の考え方は幅広くということで、市川のほうにもお伝えしてありますけれども、それで市川の医師会の皆さんのご意見も伺いながら、医療センターは一つですから、その医療センターを核にしながら、どういった集団接種、あるいは個別接種等々はあるかは、来週中には決めながらやっていきたい。ただ富士川町とすれば、当然富士川病院も持っていますので、富士川病院を活用しながら、そして1か所ではできませんので、町民会館が一番医療センターと近いところですから、副反応がでて、すぐその対応が可能ということから、そこも視野に入れながら、今、検討しているところであります。早急に場所を決めながら、当然場所を決めるにもお医者さんのご理解をいただかなければできないことでもありますので、来週中には接種場所を決めながら、当然、接種体制もつくりながらやってきたいと思っております。以上です。

○議長（長澤健君）

望月眞君。

○5番議員（望月眞君）

よくわかりました。いずれにしても、町民が利用しやすいように、効果的になるようにご検討いただいて、接種がうまくいくようにしていただきたいと思っております。

その中で、歳出も若干変わってくることも予想されると思いますが、28ページの工事請負費を見ると、電話回線の接続工事が入っていますが、これはどんな内容なのか教えていただきたいと思っております。

○議長（長澤健君）

福祉保健課長 松井清美さん。

○福祉保健課長（松井清美さん）

こちらは、ワクチン接種の予約を取らせてもらうためのコールセンターの電話回線、1回線を考えております。福祉保健課です。

○議長（長澤健君）

望月眞君。

○5番議員（望月眞君）

福祉保健課内に特別な回線を設置すると、こういう理解でよろしいですね。

以上で終わります。

議長（長澤健君）

ほかに質疑ありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上をもって、承認第1号から第3号について質疑を終わります。

これから承認第1号から第3号について討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論なしと認めます。

以上をもって、承認第1号から第3号について討論を終わります。

これから、日程第4承認第1号から日程第6承認第3号について採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（ 異議なし。の声 ）

異議なしと認めます。

したがって、承認第1号から第3号は原案のとおり承認されました。

---

○議長（長澤健君）

日程第7 議案第2号 富士川いきいきスポーツ公園駐車場整備工事請負契約の締結について  
を議題とします。

町長から、本案について提案理由の説明を求めます。

町長 志村学君。

○町長（志村学君）

—————提案理由朗読説明—————

○議長（長澤健君）

次に、議案第2号について補足説明を求めます。

管財課長 樋口一也君。

○管財課長（樋口一也君）

それでは議案第2号の補足説明をさせていただきます。本契約は、令和2年10月28日に行われた令和2年第5回富士川町議会臨時会においてご議決を賜りました、富士川いきいきスポーツ公園駐車場整備工事におきまして、設計内容に変更が生じたため契約金額を変更するものであります。工事名につきましては富士川いきいきスポーツ公園駐車場整備工事であります。施工場所につきましては富士川町鰯沢地内の同公園内であります。設計内容の主な変更理由であります。当初設計にある駐車場整備範囲におきまして、現地の精査を行なった結果、東側と北側の河川との間の安全面を考慮するとともに、駐車場の管理面を確保する必要があり、舗装面積を縮小するものであります。また、駐車場の油等が河川に流出することを防ぐための油水分離柵の設置が、施工上を1箇所不要となることなどから、それらの設計内容を変更するもので、それに伴いまして契約金額が減額となるものであります。変更後の契約金額につきましては72万3800円が減額となり、変更の金額は5977万6200円となります。なお工期につきましては、変更はありません。契約の相

手方につきましては山梨県南アルプス市戸田65番地、高野工業株式会社 代表取締役高野忠彦であります。なお、次ページに仮契約書の写しがありますので、ご参照ください。

以上議案第2号の補足説明とさせていただきます。ご審議の上ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（長澤健君）

以上で、町長からの提案理由ならびに担当課長の補足説明が終わりました。

これから議案第2号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

1番 秋山仁君。

○1番議員（秋山仁君）

それでは、議案第2号の富士川いきいきスポーツ公園の変更契約についてお伺いします。変更で72万3800円なんですけども、着工が去年の10月29日。そして、完成が本年3月1日ですけれども、この4か月間、金額が減額というよりも、なぜこのようなことが起きるのか。変更理由ということではなくて、ちょっとお聞きしたい。

○議長（長澤健君）

都市整備課長 河原恵一君。

○都市整備課長（河原恵一君）

ただいまのご質問にお答えいたします。工事におきまして、なぜ変更ということが起きるのかということですが、いろいろな理由はございますが、大きく土木工事に関しましては設計したときに分からない部分が出てきたと。例えば掘削をしていて、大きな埋設物が出てそれを撤去しなければならないという時は、その撤去費用が増額になったというような変更がございます。また今回の舗装工事の変更につきましては、結果的にはその川沿いを、緩衝帯といいますか、安全帯を持ちたいということで、当初設計においてはぎりぎりまで舗装する予定でございましたけれども、いざ施工していきますと、やはり川沿いにぎりぎりまで舗装してしまいますと、車の転落とかそういった危険性があるということで、緩衝帯として多少なりですけれども、敷地に舗装を打たない部分をした方が、この駐車場という整備の中では必要だろうということで、舗装を打たなかったと。その分につきましては、舗装を打たなかったということですので、その分の経費が減額となったという形になります。以上です。

○議長（長澤健君）

秋山仁君。

○1番議員（秋山仁君）

言っていることはそうかなと思いますけれども、自然に考えて、打ち合わせとか日々の職員の管理、これをしていけばそのようなことは、掘削といえども何十メートルも掘るわけではなく、いわゆる側溝を入れるという、そこへ舗装をするということだと思うんですけれども、その辺がよく分からないですけれど、もうちょっと詳しく教えてください。

○議長（長澤健君）

都市整備課長 河原恵一君。

○都市整備課長（河原恵一君）

ただいまのご質問にお答えいたします。工事につきましては当初設計書というものがございます。その当初設計書によって工事を発注し、また受注者が出て工事を始めるわけですけれども、その工

事を進めていく中で、私ども町といたしましても現場監督員を指名いたしまして、その工事の方法を監督するわけなんですけれども、その中で業者からの提案とか、現地の状況等々を判断して工事を進めていくわけなんですけれども、その中で工事の変更、追加の部分が出たり、減額の部分が出たり、ということを経査して変更契約というものをしているわけでありまして、今回の場合につきましても、先ほど申しましたとおり、緩衝地帯を設けたいというような中で、現場で判断して、舗装面積の減額をしたということでもあります。以上です。

○議長（長澤健君）

秋山仁君。

○1番議員（秋山仁君）

平米数から言いますと250平米です。坪数で約76坪、そう考えるとどうかなと思います。

もう1点、自由勾配側溝というのが20数メートル伸びますよね。これは、面積が狭くなって長くなるということは、どういうことなんでしょうか。

○議長（長澤健君）

都市整備課長 河原恵一君。

○都市整備課長（河原恵一君）

変更の中で、U型側溝を自由勾配側溝に変更したということですが、そもそも、舗装の勾配のほうも変えておまして、これは金額ではないですが、当初東側の横側のほうに、肩勾配で路面排水を流すという予定だったんですけれども、やはりこれも工事の監督中で、それだとちょっと水の流れが悪いと。駐車場に水が溜る可能性があるということで、センターから南北に、かまぼこ型に、ちょっときつくして勾配をとりました。その関係で、南側のU字型側溝では、水が流れる勾配がとれないということで、自由勾配側溝、VS側溝になりますけれども、これは底で勾配を調整する側溝になりますが、その側溝に変えて水の流れをよくして、横側のほうに流すというように設計の変更をさせていただきます。以上です。

○議長（長澤健君）

秋山仁君。

○1番議員（秋山仁君）

わかりました。

○議長（長澤健君）

ほかに質疑ありませんか。

10番 青柳光仁君。

○10番議員（青柳光仁君）

同じく富士川いきいきスポーツ公園の工事変更契約について伺います。今、前の議員の答弁の中で、U字溝の問題、それから舗装の問題、金額でなくて、当初設計に基づいて契約していくんですけど、その当初設計、面積計算とか工事費を出すための基本的な計画書というのは、担当課で作るんでしょうか。教えてください。

○議長（長澤健君）

都市整備課長 河原恵一君。

○都市整備課長（河原恵一君）

ただいまの質問にお答えいたします。今回の富士川いきいきスポーツ公園事業につきましては、平成26年に、この公園全体の工事設計を委託させていただきます。そして、年度ごとに工事をする箇

所を、その設計書を組換え直しながら発注をして事業を行っているということで、今回のこのスポーツ公園につきましては、設計は委託ということになります。以上です。

○議長（長澤健君）

青柳光仁君。

○10番議員（青柳光仁君）

今まで、私がこの議席をいただいて6年の間に減額変更は初めてだと思うんですね。どぶとか川を整備するときにガラが出てきたとか、想定されなかったものが出てきたとか、そういうことで工期の延長になったり、工事費が増額になったりと、やむを得ない事情が幾つかありましたけれども、今回のことは悪いことじゃないんですよ。危険防止のために川との間に土の部分をとって転落防止にもなるということで、悪いことではないです。当初の予定どおり舗装をして、逆に若干増額になるかもしれませんが、平らな広いところですから、今現場を何回か見えていますけれども、舗装されて、今ちょうどライン引きですか、駐車帯のライン引きをやっていると思いますけれども、その一番川沿いへ車止めを設置すれば、川から離して内側に車止めを設置すれば、ある程度そういうこと防げるんじゃないかと。更地を残すことによって、今度毎年草刈り費用も出てくるんじゃないかなということもありますので、その辺はいかがでしょう。費用対効果とか。

○議長（長澤健君）

都市整備課長 河原恵一君。

○都市整備課長（河原恵一君）

ただいまのご質問にお答えいたします。今回の舗装工事につきまして緩衝帯を設けたいということで減額になったわけですが、やはり北側東側、新田川と横川になるんですけれども、やはり川沿いということで、川の天端といいますか、肩の部分が弱いという部分もございまして、いずれ削れてくる可能性もあるということで、もう一つの理由として残してございます。また草刈りににつきましては、基本的には公園につきましては、毎年、私どもで草刈り等をしておりますので、その部分に草が生えたりとかということになりますと、公園の管理の中で草刈り等をしていきたいと考えております。以上です。

○議長（長澤健君）

青柳光仁君。

○10番議員（青柳光仁君）

私が伺ったのは費用対効果ということで、草刈りは毎年ずっと続けていかなければならない。それよりか車止めを、当初契約どおりに舗装をしてもらって、内側に車止めでも付けて、全部の駐車場にという意味ではなくて、川際の車のラインを内側にして、その部分、今減額しようとしている部分を内側にして車止めを付ける。そうすれば草刈りはしなくていいのではないかとということで伺いましたんですけれども、その辺は検討されたのでしょうか。

○議長（長澤健君）

都市整備課長 河原恵一君。

○都市整備課長（河原恵一君）

費用対効果というところで、数字というものがなかなか出てこないと思うんですけれども、担当課といたしましては、十分費用対効果はあると考えております。なぜかと申しますと、やはりその転落防止という部分もあるんですけれども、先ほど言ったように、でも、川の肩の部分でありますので、もし舗装が削れて川の中に落ちたりすると、またそれも費用が掛かるという中で判断で、

その部分につきましては舗装かけないでおきたいと考えております。以上です。

○議長（長澤健君）

青柳光仁君。

○10番議員（青柳光仁君）

質問を終わります。

○議長（長澤健君）

ほかに質疑ありませんか。

11番 堀内春美さん。

○11番議員（堀内春美さん）

課長の答弁の中で、ちょっとわからないことがありましたので教えてください。いきいきスポーツ公園の全体の設計委託を26年にしたと、先ほど答弁なさいました。今度の駐車場自体の設計委託はしたのでしょうか。それとは別に、今回の駐車場についての設計委託というのはしたのでしょうか。

○議長（長澤健君）

都市整備課長 河原恵一君。

○都市整備課長（河原恵一君）

ただいまのご質問にお答えいたします。先ほど申しましたとおり、平成26年に公園全体の設計を行いました。これは駐車場の設計も含まれておりますし、今完成しておりますサッカー場、陸上競技場、今から行いますトイレとか、いきいきスポーツ公園をつくるのに、どのぐらい掛かるのかということもございますので、すべての施設について設計を26年度にしております。そして、その年度年度ごとに、今年度はサッカー場。今年度は陸上競技場。今年度は駐車場というようなところで、大枠でつくった設計書を、改めてその工事ごとに分けて、設計を組み直して部分的に発注をしてという形になります。以上です。

○議長（長澤健君）

堀内春美さん。

○11番議員（堀内春美さん）

そうしますと、駐車場は駐車場で設計委託をしたということですね。

○議長（長澤健君）

都市整備課長 河原恵一君。

○都市整備課長（河原恵一君）

先ほど申しましたとおり、駐車場ももちろんその26年の全体の設計の中に含んで、駐車場の面積とか台数とか、そういったところで設計をして、個々に、例えば陸上競技場を設計しました。サッカー場を設計しましたというのではなくて、公園全体、すべての施設について、一度設計を組んでおりますので、その中で舗装工事にも設計をしているという形になります。以上です。

○議長（長澤健君）

堀内春美さん。

○11番議員（堀内春美さん）

3回目ですから、そうすると駐車場で、特にしたということではないということですね。ちょっと不思議に思うのが、測量設計するというのは専門の人がするわけですね。そして、今回の駐車場は土を掘り起こすわけではないです。土を掘り起こすと中からガレキが出てくるとか、そういう

ことでわからない部分があるんですけども、駐車場は表面ところですから、測量士が測量したときに、そういう法面ですか、そういうところが危ないよということは、測量士は専門職なのにわからなかったということでしょうか。

○議長（長澤健君）

都市整備課長 河原恵一君。

○都市整備 課長（河原恵一君）

もちろん、設計時におきましては測量等をしているんですけども、いざ現地でその作業、工事に入った時に現場監督官とその業者の打合せの中で、よりよい考えができれば、その部分で変更したと。今回の場合はぎりぎりまで舗装をかけても、工事の費用中で済むわけなので、できるわけなんですけれども、ただ先ほど申しましたような形で緩衝帯を設けたいというような打合せの中で、その分は減額をしたほうが良いという判断をいたしましたので、今回、このような減額の契約となったところです。

○議長（長澤健君）

堀内春美さん。

○11番議員（堀内春美さん）

3回目だから、終わります。

○議長（長澤健君）

ほかに質疑ありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上をもって、議案第2号について質疑を終わります。

これから、議案第2号について討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論なしと認めます。

以上をもって、議案第2号について討論を終わります。

これから、日程第7 議案第2号について採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（ 異議なし。の声 ）

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（長澤健君）

日程第8 議案第1号 富士川町新庁舎整備計画について問う住民投票条例の制定についてを議題とします。

町長から本案について、提案理由の説明および、地方自治法第74条第3項の規定により、町長の意見を求めます。

町長 志村学君。

○町長（志村学君）

議案第1号 富士川町新庁舎整備整備計画について問う住民投票条例の制定についてであります

が、地方自治法第74条第1項の規定により、条例制定請求者から富士川町新庁舎整備計画について問う住民投票条例制定の請求があり、これを受理いたしましたので、同条第3条の規定により、議会に付議するものであります。

この条例の制定に対する意見でありますけども、まとめてありますので、発表をさせていただきます。

#### 【富士川町新庁舎整備計画について問う住民投票条例の直接請求に対する意見書】（以下朗読）

富士川町新庁舎整備計画について問う住民投票条例案は、新庁舎建設に関して、増徳商業高校跡地と校舎を改装再利用した新庁舎整備に対する是非を住民投票で決定しようとするものであります。

地方自治は、その地方の住民に関わる事務が、住民の意思に基づいて処理される住民自治と、地方独自の事務・組織・財政力等を確保するための団体自治が、それぞれの機能を果たすことにより実現されるものであります。このように住民自治と団体自治は、相互依存的関係にあります。住民自治といえども、現在の憲法や地方自治法は、国民が自ら選んだ代表者の組織する機関＝議会を通じて、間接的にその意思決定と執行に反映させる形態である「議会制民主主義」を原則としています。こうした間接民主制度は、選ばれた少数の代表者に決定権と強制権を認めると同時に、その選任は国民による投票に委ねられており、単に直接民主主義の代替的なものではないということでもあります。間接民主制度は、代表相互の討論による政治となりますが、討論による政治は、相互の異質性を前提とする社会においては、唯一の可能な共存条件を発見する方式としています。

一方、間接民主制の欠陥を補い、住民自治の趣旨を生かすものとして、直接請求制度、町村総会、住民監査請求、住民訴訟、住民投票等の直接民主制度を補完的なものと定めています。従いまして、この制度の重要性については、十分認識しているところであります。

住民投票を実施するにあたっては、条例において、その目的、内容、成立要件などを定めることが必要であるとともに、通常の選挙と同様に、その経費を町単独費用として支弁することや、町民の皆さまに多くの時間と労力をかけて投票をお願いしなければならず、その内容を十分に検討することが求められます。

直接請求に対しましては、地方自治法の規定に基づき、町長は意見を付けて議会に付議することとされておりますので、直接請求の内容を精査し、検討した結果を次のとおり意見として申し上げます。

#### 1 これまでの経緯

新庁舎整備に関しましては、平成26年6月30日に、町の施設を最もご利用いただく団体として、区長会、文化協会、体育協会、社会福祉協議会、女性団体連絡協議会、公募町民など24名で構成する「富士川町公共施設再配置計画策定 検討委員会」を設置し、本町を取り巻く社会環境の変化や人口減少、厳しい財政状況などを踏まえ、公共施設の実態に関する情報を町民の皆さまと共有し、公共施設の有効活用、統廃合などの検討を進め、公共施設の効率的な管理運営を推進するため、「富士川町 公共施設再配置計画」を策定しました。

この計画において、庁舎に関しましては、分散している行政機能を統合することにより、業務・意思決定の効率化を進め、住民の利便性の向上と防災機能の強化を図ることとし、新たに本庁舎を整備することを位置づけました。計画策定後は、平成27年度に、広報ふじかわ4月号で公表するとともに、6月から9月までの間、町内全16区でタウンミーティングを開催して、公共施設再配置計画をご説明し、ご理解をいただきました。

その後、平成28年2月18日に庁舎をご利用いただく団体、公募町民など18名で構成する「役

場庁舎整備検討委員会」を設置し、延床面積6,000㎡から6,500㎡、建設位置は現在の本庁舎位置での建替えとする基本構想を策定し、パブリックコメントや来庁者アンケートを行いました。

さらに、平成29年5月16日に庁舎をご利用いただく団体、公募町民など20名で構成する「新庁舎整備基本計画 検討委員会」を設置し、基本となる6つの機能や庁舎に必要な延床面積を最大6,300㎡とする基本計画を策定し、パブリックコメントを実施いたしました。

その後、平成30年度に策定した「執務環境整備基本計画」において、庁舎の現状調査を行い、必要面積について考察・精査を行い、その結果をもとに、基本設計業務のプロポーザルの条件として、最大延床面積5,900㎡以内とし、平成30年12月から業者選定を行い、平成31年3月27日に、「富士川町新庁舎建設 基本設計業務共同企業体」と契約を締結し、基本設計業務を行いました。

令和2年5月27日に実施設計業務委託契約を締結し、現在の本庁舎位置での建替えとして、事業を進めております。

昨年11月末までに、庁舎建設用地としてお譲りいただく2軒の方々と売買契約を済ませ、敷地内の電柱移設の協議を進めるとともに、町道最勝寺1号線及び金手小林1号線の歩道整備工事を12月25日に、下水道管渠移設及び撤去工事を1月27日に、それぞれ契約したところであります。これまで庁舎建設に要した経費は、本年度末の支払い予定を含めると2億5326万7千円となります。

## 2 基本的な考え方

庁舎建設の基本的な考え方としましては、より良い町民サービスの提供、効率的な行政運営を目指し、本町の庁舎建設の基本理念である『人や環境に優しく、町民の安全と安心を支える庁舎』を念頭に置きながら、町民の利便性の向上と町民サービスの効率化はもとより、安全安心なまちづくりの基盤となる位置であることが求められます。

また、庁舎の位置を定め又はこれを変更するにあたっては、地方自治法第4条第2項において、「住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等について、適当な考慮を払わなければならない。」と定められています。

このようなことから望ましい立地条件に関する項目として、①防災拠点としての位置づけ、②町民の利便性、③基盤となるまちづくり、④事業の実現可能性の4項目を定め、本町の特性を活かし、町民の利便性や都市基盤の整備とともに、庁舎周辺地域の活性化や将来の発展性を考慮した、町の中心拠点として、ふさわしい位置に建設することが基本であります。

平成28年2月18日に設置した『役場庁舎整備 検討委員会』において「交通の利便性がよく、想定敷地面積の確保が可能であり、水害や土砂災害の危険を考えると、建設可能な町有地は本庁舎の場所（周辺町有地を含む）が望ましい。」と意見集約がされ、さらに、平成29年5月16日に設置した『新庁舎整備基本計画 検討委員会』において、「新庁舎の建設位置は、現本庁舎の位置での建て替えとする。」とした内容の基本計画を取りまとめていただきました。

これらの段階的なご議論を経て、町としましては、現本庁舎の位置での建て替えを決定し、事業着手したところであります。

また、庁舎に求められる耐震性能は、国土交通省大臣官房 官庁営繕部が「官庁建設の総合耐震・耐津波計画基準」を定め、『拠点となる庁舎は、大地震動後、構造体の補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られること。』としていま

す。この基準では、目標 I s 値（構造耐震指標）0.9 以上となる『I 類』の構造体を、庁舎における耐震安全性の分類及び目標としています。

役場庁舎は、町民の安全、生活を守る重要な拠点であり、災害対策本部の設置など総合的な防災拠点として機能確保が求められることから、本町の新庁舎も I s 値 0.9 以上の I 類の基準を満たすことが重要であります。

国土交通省基準の I s 値 0.9 以上が示していることは、先ほど申し上げましたとおり「大地震動後、構造体の補修をすることなく建築物を使用できること」さらに、「人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られること」の2つの意味があります。

これは、大地震が発生した場合でも、庁舎全体の構造に破損がなく、庁舎としての機能が確保できるということであり、災害対策本部を設置する箇所だけが基準を満たせば良いということではありません。庁舎を訪れる町民が、安全に安心して町民サービスを受けられるよう、大地震が発生しても建物全体に影響がなく、地震前と同様の窓口サービスが提供できる庁舎であるべきということでもあります。

従いまして、新たに建設する庁舎は、大地震においても構造体に影響を及ぼさない、I s 値 0.9 以上を確保することが必要となっております。

### 3 高校の校舎を活用した庁舎について

県立増穂商業高等学校は、昭和31年に県立増穂高等学校として開校し、昭和38年に増穂商業高等学校へ改称され、現在に至っています。平成21年、山梨県において策定された「県立高等学校 整備基本構想」に基づき、峡南地域の3校が令和2年4月1日に青洲高等学校として再編整備されました。このため、増穂商業高等学校は、令和4年3月31日をもって、閉校となる計画であります。

このたびの住民直接請求では、「閉校となる増穂商業高校の校舎を改装再利用して庁舎とすること」を問う条例の制定であります。県内において、高校の校舎を活用して庁舎とした例がありますが、合併時に旧校舎の改修とプレハブ棟1棟を建設し、その後3回にわたりプレハブ棟3棟を増築して、事務室や会議室として活用しています。

これは、教育施設を行政施設に改修したものの、形態の違いから使い勝手が悪く、旧校舎を庁舎として利用したのは数年だけであり、東日本大震災以降は耐震性の低さから使用せず、現在では、職員が打合せをする際の会議室や物置へと用途を変更しています。

また、旧校舎は建築後、相当年数を経過していることから、細かな修繕費用を要しているとのことであります。増穂商業高等学校の校舎は、昭和38年から昭和45年にわたり建築されたものであり、いずれの棟も50年を超す歳月が経過しています。県において平成21年度に耐震改修済みでありますので、文部科学省基準の文教施設 I s 値 0.7 を確保し、この数値は現在でも維持しているものと考えられます。

しかし、庁舎とする場合には、これまでに述べましたとおり、国土交通省の基準である I s 値 0.9 以上を満たす必要があり、そのため、躯体そのものを抜本的に改修することとなり、県内の事例を見ても、築50年を超える建物を改修して庁舎とする意義があるのかどうかを、根本的に検討する必要があります。

さらに、校舎の教室間には壁があり、それを撤去することは耐震強度に問題が生じることから、現在の教室へ各課を配置した場合、町民サービスを円滑に行うための、ワンストップ窓口を設置することが不可能であることや、バリアフリー及びユニバーサルデザインの基準も満たすことができ

なくなります。このほか、設備機器や配管の老朽化による機能低下から、維持管理費は増大となり、省エネ対策にも限界があり、ランニングコストも年々上昇することとなります。

このようなことを考えますと、高校の校舎を活用して庁舎とする場合には、県有地取得のための経費が発生するとともに、耐震基準を満たすための改修や、町民サービスを確保するための改修費用は計り知れないものがあり、さらに、老朽化による維持管理費の上昇などを考えますと、後年度負担の増大は明らかであります。

#### 4 新庁舎整備の財源確保

役場庁舎の建設に関しましては、建設費に対する補助金はなく、全て町の一般財源で賄わなければなりません。これまでも説明してきたとおり、本町は合併しているため、国の合併推進債が活用でき、対象事業費の45%を国が財政措置をしてくれるため、省エネ対策の国庫補助金と合わせると、本町の持ち出しは半分程度で済むこととなります。

合併推進債の期限は令和6年度までとなっており、この時期に建てなければ、全額、町で負担しなければならなくなります。高校の校舎を活用した場合、用地取得費や改修費などの初期費用に加え、必要なサービスを確保するための増改築費とともに、建物の経過年数から10年余り経過すると、新築をしなければならない状況となります。この際には、合併推進債の適用となる期限を過ぎてしまい、すべて町の単独費用として負担する必要性が生じ、初期費用、増改築費用、さらには新築費用と、町単独費用として、2重、3重の投資を余儀なくされることとなり、後年度の負担は増大となります。

まちづくりにおいては、財源を確保したうえで各種施策を展開することが重要な課題であり、財源が見込めない事業執行は財政を圧迫し、やがては、それが後年度負担として大きく影響することとなります。

行政運営は、中長期的な視野に立ち、町民の安全安心な暮らしを実現していくことが重要であることから、これまでも、後年度負担をいかに少なくするのかを念頭におきながら、各種事業の財源確保に努めてまいりました。今後も、この考えを踏襲していくことが、健全な財政運営には最も必要であると考えております。

#### 5 総括

この度、提出されました直接請求は、「本町の将来を見据え新庁舎建設が、これからのまちづくりの資する適切な庁舎整備となるよう、住民の意思を確認すること。」を目的とし、増穂商業高校跡地と校舎を改装再利用した新庁舎の整備をすることで、7大事業の削減により、町民の将来負担を大幅に圧縮することができるとしています。

しかし、これまで述べてきましたように、役場庁舎は、町民の安全、生活を守る重要な拠点であり、大地震が発生した場合でも、継続して町民サービスを提供する必要があることや、災害対策本部の設置など総合的な防災拠点として機能確保が求められることから、十分な耐震強度が必要となります。

高校の校舎を活用しての庁舎では、町民の安全安心の確保が困難であり、ワンストップ窓口が設置できず、円滑な町民サービスを展開することが不可能であります。

また、将来負担に関しましては、高校の校舎を活用した場合、用地取得費や改修費に加え、増築費が発生し、さらに10年余りの後には新築をする必要が生じ、その際には、すべて町の単独費用として負担することとなり、後年度の負担は増大となります。

現在の計画は、財源をしっかりと確保しており、合併したことにより、令和6年度までが期限と

なっている合併推進債が活用でき、国の支援を受けられるため、町の負担は半分程度で済み、後年度負担を大幅に軽減することができます。

さらに、平成 30 年の町長選挙は 7 大事業の執行が争点となり、既に町民の意思は示されておりますので、今の段階で住民投票を実施することは、町をさらに混乱させる恐れがあります。

特に、今日の地方自治制度においては、議会制民主主義に基づき、町民の代表である議会へ予算案を提案し、ご審議、ご議決をいただかなければ、各種事業を執行することができないものであることから、議会のなかで議論を尽くすことが地方自治の本旨であります。

以上のことから、「富士川町新庁舎整備計画について問う住民投票条例」を制定して、住民投票を実施することは適当でないと判断し、この条例は制定すべきでないと考えるものであります。

令和 3 年 2 月 1 2 日 富士川町長 志 村 学

○議長（長澤健君）

次に、議案第 1 号の条例文の朗読を求めます。

財務課長、早川竜一君。

○財務課長（早川竜一君）

—— 「富士川町新庁舎整備計画についてと住民投票条例」の朗読 ——

○議長（長澤健君）

以上で、町長からの提案理由及び意見、条例文の朗読が終わりました。

次に、議案第 1 号の審議行うにあたり、地方自治法第 7 4 条第 4 項の規定により、条例制定請求代表者に、意見を述べる機会を与えなければならないことになっております。

お諮りします。

条例制定請求代表者の、意見を述べる機会につきましては、日時を本日 2 月 1 2 日、午後 1 時からとし、場所は富士川町議会議場といたします。なお、条例制定請求代表者の意見を述べる時間は 1 5 分以内をしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（ 異議なし。の声 ）

異議なしと認めます。

したがって、条例制定請求代表者の意見を述べる機会につきましては、本日 2 月 1 2 日、午後 1 時から、富士川町議会議場において行うこととし、意見を述べる時間は 1 5 分以内とすること決定しました。なお、地方自治法施行令第 9 8 条の 2 第 3 項の規定により、条例制定請求代表者に対し、ただいま議決した事項を通知するとともに、告示および公表をいたします。

ここで、告示等の手続きのため暫時休憩します。

再開は午後 1 時とします。

休憩 午前 1 1 時 2 6 分

---

再開 午後 1 時 0 0 分

○議長（長澤健君）

休憩を解いて、再開します。

地方自治法第 7 4 条第 4 項の規定に基づき、条例制定請求代表者による意見陳述を行います。

それでは、代表者の入場を許可いたします。

( 大塚和子さん 入場 )

意見陳述者は、大塚和子さんであります。なお、意見陳述は15分以内といたします。

それでは、お願いします。

○請求代表者 (大塚和子さん)

それでは、富士川町住民投票条例制定を願う意見陳情を行います。

1月26日、私たちは志村町長に、住民投票条例制定の本請求を行いました。私たちが提出した富士川町新庁舎整備計画について問う住民投票条例が、議員の皆さまの適切な判断のもと可決されますようお願いいたします。

私たち富士川町の未来を考える会は、町が100億円もの借金をして7大事業を進めるという考えに疑問を持ち、勉強会を始めました。学習を進めていくと、このままでは富士川町は大変なことになってしまうということに気づきました。特に、30億円の庁舎、35億円の体育館については大きな問題だと思いました。

まず、庁舎建設に向けて町は庁舎整備検討委員会、新庁舎整備基本計画検討委員会、新庁舎建設町民懇話会を設置して、住民の意見を聴いたとしていますが、実際はまったく形式的な手続きだけで、最終的には町の提案どおりに進められ、委員からの意見が反映されることはありませんでした。

一方、私たちは富士川町の未来を考える会を立ち上げ、すぐに署名活動を行いました。そして、4,588名の署名と一緒に、見直し縮小を求める要望書も提出しました。しかし、要望書に対する回答があったのは9か月も過ぎてからでした。また、私たちは民家の意向に沿って、住民投票条例の請求も行いました。しかし、議会で否決されてしまいました。

結局、庁舎建設は住民の意見や要望を全く受け付けないまま、町の独断先行のもとで進められているのが実態です。さらに、2020年になって表面化してきたのが中学校の統合です。少人数教育にはメリットも多く、なにも慌てて統合する必要はないはずですが、町のねらいは新中学校として増穂商業高校跡地を使うというのです。増穂中学校と鰐沢中学校を廃校にして、増穂中学校の校舎を潰して、そのあとには35億円の体育館を建設するというのです。町の限りない無駄遣いの行動がはっきり現れてきました。スクラップ&ビルドの典型的な箱もの政策とはまさにこのことです。

いま、コロナ禍で地方自治体の税収は大幅に落ち込んでしまい、事業の廃止や削減を考えなければならぬところが多いと聞いています。ところが、富士川町ではどうしてこんなに無駄遣いができるのでしょうか。また、事実とは違うことを県に表明してまで、急いで増穂商業高校の跡地に新中学校を作らなければならないのはなぜでしょうか。コロナ感染が心配でしたが、何もしなければ、町は一方的に事業を進め、町の将来に大きなツケを残すこととなります。私たちは危機感のなかで必死に考えました。

一方、増穂商業高校の跡地を考える会も、従来の考えから脱し、町の将来を考えて総合的に判断した結果、増穂商業高校の跡地と校舎を改装・再利用して、新庁舎整備を進めることが最善の方策であるとの結論に至り、私たち富士川町の未来を考える会と一致しました。増穂商業高校の跡地を利用することにより、1、庁舎の新築よりもコストを数分の一にできる。2、鰐沢と増穂の中間にあり利便性も良い。3、体育館やグラウンドを町の行事で活用するのに都合がよい。4、小室みちを閉鎖せず、土地の造成工事も不要。5、改修でも合併推進債が使える、町民の借金を大幅に圧縮できる。等々、利点が多く、持続可能な開発目標にもつながります。町当局は、すでにある建物を知恵を絞って活用していくという発想はなく、改修したばかりの建物を壊したり、財政の基盤を訪ねても、有利な合併推進債が使えるというあいまいな答えを繰り返すばかりです。このまま一方的に

事業を進めていけば、残るのは大きな借金だけです。借金を背負って、最終的に苦しむのは住民です。特に私たちの子や孫の世代の人たちです。その時に、今の町長さんや議員さんたち、町の職員の皆さんは責任を取ってくださるのでしょうか。例え、公共のものであっても、独断的で無駄の多い施策で、将来に多くの禍根を残すようなことは許されないとします。

だからこそ、いまここで、住民一人ひとりが町の将来について真剣に考え、責任を持って自分の意思を表明する機会が必要だと考えました。新庁舎整備に対する民意を示すため、住民投票条例制定の請求を行うこととし、多くの方々の協力のもと署名活動に入りました。署名活動に入ると、町内には増穂商業高校の卒業生が多く、母校はなくなっても学校の跡地を庁舎として活かしてもらえらるなら、こんなに良いことはないという声がたくさん聴かれました。そしてまた、署名を通して、多くの町民が富士川町の将来について真剣に考え、とても心配しているということも分かりました。署名活動中に元町議OBを名乗る水色のビラや、差出人不明のビラが配られ、署名の妨害がありました。また、町の関係団体や業者を通じて、署名はするな、という圧力をかけてきた事実もあったそうです。このような厳しい状況にも関わらず、3500名を超える皆さまが署名に賛同してくれました。こちらの手続き上の不備もあって、本請求で提出した有効署名数は3067となってしまいましたが、いずれにしても3500名もの人たちが、町の無駄遣いをなんとかしていかねばという意思を示してくれたということは確かです。その他にも、考え方には賛成だが、いろいろと差し障りがあるので名前を出すことはできないという人たちもたくさんいました。

そもそも、どうして住民投票をしなければならないような事態になったのでしょうか。本来であれば町当局と議会は互いに緊張関係を持ちつつ、町政の方針を決定し、議会は町政を監視して進むべき方向を誤らないようにしていく役割を持っているのですが、いま、富士川町では議会の監視機能が失われてしまっているように思います。議員さんたちは町民の代表者ということをおぼろげに忘れて、町長さんの取り巻きのようなつもりでいる人が多いのではないのでしょうか。今回、署名縦覧の会場でも驚くべき光景を目にし、愕然としました。議会が町当局の暴走を許し、何も歯止めをかけることができないのなら、権力もない町民にできることは住民投票という方法しかありません。それなのに、署名を妨害したり、署名簿をチェックして、個人に圧力を掛けたりするのは言語道断です。コロナ禍で、みんなが凶りしれない不安感を持ち、粛々と暮らしているいま、立派な庁舎や大きな体育館など誰も望んでいません。それよりもっと切実な日常の暮らしの安心や安全を求めているのです。これを機に、町当局や議員の皆さまも広く町民に目を向け、町民の声を聴いて、民主的な町政を進めてほしいのです。そして、限りある財源や人的資源を町民の本当の幸せのために使っていただくよう心から願うばかりです。

このたび、新庁舎整備の町民の民意を示すため、地方自治法の74条により、有権者の50分の1の規定を超えた署名を添え、別紙の条例を制定していただくよう町長に求めます。

条例案では、1、増穂商業高校の跡地と校舎を改装再利用した新庁舎整備に賛成か、2、増穂商業高校の跡地と校舎を改装再利用した新庁舎整備に反対かのどちらかに丸をもらう内容になっています。民意を反映した町政を取り戻すために、ぜひ住民投票条例制定の可決をお願いいたします。議員の皆さまの誠意ある判断をお願いいたします。以上です。

○議長（長澤健君）

以上で、条例制定代表者による意見陳述を終わります。

大塚和子さんはご退場願います。

（大塚和子さん 退場）

○4 番議員（井上和男君）

議長、審議をするにあたり動議を提出します。

議案第1号に関して、代表者大塚和子さんに、参考人としてご出席いただき、意見を聞くことを望みます。

○8 番議員（小林有紀子さん）

ただいまの、井上議員の動議に賛成します。

○2 番議員（樋口正訓君）

賛成します。

○6 番議員（秋山稔君）

賛成します。

○議長（長澤健君）

ただいま、井上和男君から参考人招致を求める動議が提出されました。

この動議は一人以上の賛成者がありますので、成立しました。

参考人招致を求める動議を議題として、採決します。

お諮りします。

この動議のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

【 起立 9名 （ 賛成9：反対3） 】

起立多数です。

したがって、参考人招致を求める動議は可決されました。

議案第1号に関しては、参考人を招致することに決定しました。

参考人の出席要請手続きのため、暫時休憩します。

休憩 午後 1時12分

---

再開 午後 1時16分

○議長（長澤健君）

休憩を解いて再開します。

議長から報告します。

参考人招致の出席を要請しましたが、大塚和子さんから出席できない旨の話がありました。

よって、参考人から意見を聴くことは省略します。

これから議案第1号について、当局に対して質疑を行います。

質疑はありませんか。

12番 鮫田洋平君。

○12番議員（鮫田洋平君）

参考人招致がかなわなかったということで、当局のほうに質問をさせていただきます。

庁舎建設場所について質問させていただきます。請求代表者が提出した請求要旨で、「平成28年の庁舎整備検討委員会から令和元年の新庁舎建設町民懇話会まで、3期に渡り委員会が設置されたが、一般町民参加者は委員全体の10%程度で、議論の内容も町当局の説明資料に誘導された形式的な議論が中心であった」と記述されておりますが、町は平成26年度に作成した公共施設再配置計画が原点となり、それ以降、計画的に進んできたものと私は理解しておりますが、庁舎建設に関

するこれまでの経過をお伺いいたします。

○議長（長澤健君）

町長 志村学君。

○町長（志村学君）

新庁舎建設に関するこれまでの経過であります。午前中の意見書の中でも申し上げましたが、平成26年度に公共施設再配置計画というものを全国に先駆けて作りました。議会も神奈川県と同様な市町村の視察していただいたところでもありますけれども、それが基であります。午前中も言いましたけれども、町の役場を利用する区会の皆さん、文化協会、体育協会、そして社会福祉協議会、女性団体連絡協議会のそれぞれの役員の長の皆さんに加えて、公募による住民24名の皆さんで公共施設再配置計画策定検討委員会というのを設置したのが原点であります。

当時は、本庁舎があつて鰐沢分庁舎もありました。分庁舎は本庁舎へ統合すると、そして出先にあります福祉保健課、そしてまた上下水道課、教育委員会等々も新しい庁舎に統合するということから、それを原点にいろいろな公共施設の管理計画も作りまして、分庁舎は既に解体もしてあります。いま、まさにいろいろな分散している機能の一つにしなから、新しい庁舎を造って行こうということで、平成27年の庁舎整備検討委員会から具体化をさせながらきたわけですが、この公共施設再配置計画のときにも、概ね本庁舎はここだと。そして町民会館は鰐沢の福祉センターに移すということから、皆さんの会議室が減ってしまうんだと、会議室は確保してほしい、庁舎はなるべく大きく会議室を確保してほしい、という意見が議会からも出ましたし、皆さんからもありました。そういうことも踏まえて、当初は6300㎡から6,500㎡という計画でいろんなことを進めてきたのですが、その後、やはり過大なものはいらないという意見も出ましたから、最終的には4800㎡の庁舎の形で、いまやっています。

その後、その再配置計画を受けまして、タウンミーティングをやったり、そして住民アンケートを取ったり、いろんな皆さんの意見を聴きながら、それから庁舎整備検討委員会等々作り上げながら、いろんなご意見を伺いながら、現在進んできている状況であります。この間、当然いろいろな調査業務をするに予算も掛かりますので、平成29年3月議会から土地利用の策定方針、あるいは新庁舎整備の測量調査等々の経費も議会に提案をしながら、そして議論を深めていただく中でご議決をいただいて、午前中言いました新庁舎の執務環境整備の基本計画についても業者委託をしておりますが、そういったもろもろのものを議会に提案をしながら、議会の議決に基づいて町はきておりますので、議員さんがやはり住民から公選で選ばれた代表者でありますので、その議決を糧に、町とすれば進んできたということでもあります。これまで、当然、用地等の補償の調査も行いました。そして新庁舎の基本設計も行ってきています。今、実施設計が仕上がる段階にきておりますけれども、合わせて民家の移転交渉もしながら契約も締結をしております。もう契約額も提示し、合意をいただいておりますので、そういう人たちも新たな住居を作りだしている状況でありますし、いろいろな関連の工事も発注させてきているところでもありますので、町独自でやったという認識は一つも持っておりません。常に住民の皆さんにも説明をしながら、そして議会にも説明をしながら、議決をいただいて、その議決と共に順番どおりに、今のところ進めてきているものと考えております。以上です。

○議長（長澤健君）

鮫田洋平君。

○12番議員（鮫田洋平君）

自分の理解のとおりだと思っております。また、自分も議員の一員として、責任を持ってこれまで議決をしてきたつもりでおります。

次の質問に移ります。また請求者の要旨の中からの抜粋ですが、請求要旨によりますと、「増穂商業高校の跡地は旧増穂町と旧鯉沢町の間地点で、町民の利便性が向上する」と記載されておりますが、町が進めている新庁舎整備計画による庁舎建設場所は、どのように決定したのかをお伺いいたします。

○議長（長澤健君）

町長 志村学君。

○町長（志村学君）

新庁舎の決定をここにしたということは、住民の利用に最も利便性があるように、交通上の事情、他の所管庁との関係等、いろいろな要件を考慮しながらここにしたと。一番は、やはりここに十分な土地があるということであります。一部民家を取得させていただくこととなりますが、旧増穂町時代に、東側の今駐車場になっているところは民家の土地でありました。それが郡内の信用組合の土地に担保にとられていってしまったという。そこを、売却をするという話があったときに、旧増穂の時代のときに購入をさせていただいています。いずれ合併があって新庁舎がいるときに、土地がないということから、そこを買わせていただいた。先ほど言った公共施設再配置計画の時にも、町民会館が鯉沢のほうに行ってしまうという、そうすれば庁舎に会議室等が欲しいということから、新しい計画の中にも町民ホールみたいなものも考えておりますけれども、そういったことから町とすればここを第一提案に当然したわけでありましたが、委員の皆さんからもここだね、ということからここに決定し、ここまでこの敷地を最大限に活用するなかで、これまで庁舎建設の事業を進めてきているところであります。以上です。

○議長（長澤健君）

鮫田洋平君。

○12番議員（鮫田洋平君）

以上です。

○議長（長澤健君）

ほかに質疑ありませんか。

5番 望月眞君。

○5番議員（望月眞君）

町長にご質問いたします。増穂商業高校の跡地を有効に活用していくために、町と議会および増穂商業高校の跡地を活かす会の3者で、県に増穂商業高校の跡地の譲渡をお願いする計画が提起され、議会では増穂商業高校跡地を新しい中学校の開校用地としての活用を考え、まずは県に譲渡を要請していくことを議決しましたが、増穂商業高校の譲渡の要請について、その後の経過を伺います。

○議長（長澤健君）

町長 志村学君。

○町長（志村学君）

増穂商業高校の跡地の活用につきましては、当初、跡地を活かす会はその土地に短期大学の設置をということで、本当に多くの署名を集められたと思います。活かす会から町のほうに、一緒に県に要望に行ってほしいということから、議会も一緒に、前県政時代でありますけれども、増穂商

業高校跡地に県立の専門職短期大学校を作ってほしいということ、平成29年10月ですが、県のほうに要望に行きました。県も早速、それが可能かどうかということで、当時の知事さんが全部署に指示をしたわけでありすけれども、県からその後、連絡が特にはありませんでした。

しかし昨年になって、活かす会のほうから短期大学校は無理だと、これはあきらめるという話がありました。そのかわり県立技専を充実強化してほしいと。これも町が県へお願いをしたいという話がありました。そんな折に、そうであれば、町はそこに統合中学校の候補地としてやっていきたいという話から、話はしたわけでありすけれども、当時は活かす会の役員の皆さんも、それはいいことだという話でいたわけではあります。自分たちだけでは結論が出せないということから、持ち帰ってしたわけでありすけれども、その活かす会の長の皆さんが再度町へ来た時に、やはり今すぐ結論はえらいという話がありました。それで活かす会から質問書を町にいただいたんですね。町も当然文書でお答えをしてありますけれども、その文章を見て、後でまた活かす会のほうから、「私たちが今ここで判断するわけにはいかない。当面、中学校になるか何になるか、様子をみていきたい」という文書を、またいただいております。そんなことから、今のところ、3者で当時短期大学校とした要望が止まっているわけでありすけれども、そういう中から、町も議会に、当時一緒にお願いをしましたけれども、町とすればあそこを統合中学校の校舎として活用したいと。できれば活かす会も一緒に県のほうに要望していただきたいというお願いも町からしたのですが、いま言ったように、当面様子をみたいということでありす。当然、町と県の間ですから、いろんな話し合いはしておりますが、昨年7月末に県のほうから職員が参りまして、今後の進め方を協議したわけでありす。飛び交っているビラの中に8月5日、私が県に行って知事と会って、知事から断られたとかいう話もありますが、8月5日は県には行っておりません。ここの役場の中で執務をしておりましたから、それこそ根も葉もないことだと思っております。知事ともこの話で直接会っておりません。ですから、知事からだめだとかいいとか言われたことも、今ありません。ただ、知事さんがコロナ関係で町を訪れたときに、増徳の跡地も町で活用したいという話をしましたら、町の意向を最重要に考えますという返事はいただいておりますが、その後は止まっている状況でありす。なんで止まってしまっているかという、やはり、住民の署名活動が始まりましたので、それを見極めないで勝手に動くわけにはいきませんから、本日をもって結論が出ると思いますので、その様子によって、今後の行動を考えていきたい、こんなふうに思っております。以上です。

○議長（長澤健君）

望月眞君。

○5番議員（望月眞君）

関連してお願いしますが、私も増徳商業が果たしてきた役割や人材育成や地域に貢献してきたことを考えると、増徳商業の跡地は教育機関として活用していくことが望ましいと、ずっと考えていました。町長は、増徳商業高校跡地に新設中学校を設置する考えを、新聞紙上等で提起しましたが、増徳商業高校跡地に新設中学校を設置するビジョンやメリットを、どのように考えているのかをお聞きしたいと思います。

○議長（長澤健君）

町長 志村学君。

○町長（志村学君）

先ほどの意見陳述の中で、町は唐突に中学校の統合を考えているという話がありましたが、これはそうではなくて、この町の小中学校の校長経験者の皆さんにお集まりをいただいて、これから

の教育方針、学校をどうしていくか、少子化の中でどうしていくかという議論をしていただきました。そして、そこからお答えをいただいたのが、今の教育委員会が作った教育基本方針の原点になっておりますけれども、そういう中で、町とすればこれからの人口減少とかそういうことを考えれば、いろいろな選択肢があってもいいとは思っていたのですが、例えば、義務教育学校とか、小学校統合、中学校統合だけでなく、小中一つでも充分できるんじゃないかと、そういうことも含めて議論をしていただいた結果、小学校は子どもたちの体力等々を考えると、今の3校を維持してほしいと。ただ、中学校については部活とか、中学校卒業後は高校進学、大学進学、やはり大きな中での教育が必要だということから小学校は残して、中学校は統合という方針をいただきました。当然教育者の考え方でありますから、町もそれに沿って、できれば近いうちに統合をしていきたいという中でいろいろ検討してきたわけでありますが、増穂商業高校は教育施設でありますから、文部科学省が定めているI s値、耐震構造基準を満たしていると思います。これは、横内知事のときに大改修をして耐震化もしておりますから、0.7の構造基準は持っているはずで、町の庁舎というのは、午前中も言いましたけれども、国土交通省の基準でいかなければならない。そうすると0.9必要になります。対策本部だけが0.9あればいいのではなく、町は全ての業務を、災害の後もやりますので、全ての部署がやはり大規模地震がきても改修をしなくてもいいような建物、それがI s値の0.9ということですから、そういうことを考えると、増穂商業高校を庁舎に活用するのは非常にお金が掛かってしまう。全部耐震基準を満たさなくてはなりませんので、そういうことも含めまして、現在進めております庁舎建設のほうにいきながら、増穂商業は教育関係者の答申を踏まえた町の教育方針に従いまして、増穂商業高校跡地を新統合中学の候補地として、町は考えているところであります。増穂商業高校は県立の高校でありますから、教室から体育館から運動場から全て備えております。また小学生が使う場合には、階段の段差を若干低くしなければならないということがありますが、中学生ですと高校の基準で全てできますから、そういった大きな改修は無く使えるようになるのではないかと。当然新しい中学校になれば多少の改修費は必要にはなりますけれども、ぜひ、あそこはそういった意味で、元々が教育施設をということで寄附をいただいた土地もあります。中学生はまだまだ大人と違って車を運転するわけにはいきません。毎日通学しなければならないわけでありますから、旧増穂町地区、旧鰐沢町地区のちょうど中間くらい、富士川町の真ん中くらいに位置する場所でありますので、ここを中学校の候補地として、いずれ県のほうにお願いをしていきたいと、そんな考えでいるところであります。

○議長（長澤健君）

望月眞君。

○5番議員（望月眞君）

庁舎の問題と学校の問題は、本来は離さなければいけない、子どもたちにはやはり最善の利益を得るような教育条件整備をしていくことが大事だなと思っておりますけれども、一方で財政のことを考えますと、いろいろな面から検討していく必要があるかと私も思っております。鰐沢小の校長をしているときに、特区を活用して義務教育学校を作ったらどうかと教育長に進言したこともあります。でも鰐沢だけ特区にして、増穂地区をそれにもっていくことはできないというような声もあって、それ以上は私も追及しませんでした。ぜひその辺は両面から考えていただきたいと思います。

もう一つお願いします。それに関わって、これからの学校施設の展望というものも、総合的に考え取り組んでいく必要があると思っております。例えば、新設中学校を開設する。これがいまの増穂中の後になるのか、増穂商業の後になるのか、これは論議していくことになると思っておりますが、現在の鰐沢

小中学校の校舎活用についても検討しなければならない。民有地を年間640万、お支払いして借りている土地もありますので、新設中学校が開設された後の鯉沢小中学校の校舎活用、あるいは増穂中学校自体もすでに老朽化して建て替えの時期にきている。増穂小学校も中に入れば大規模改修が必要な状況になっている。そういう点について、どのようなビジョンを持っているのかお聞きしたいと思います。

○議長（長澤健君）

町長 志村学君。

○町長（志村学君）

町も役場のことだけを考えているのではなくて、いろんなことを総合的に考えながら町づくりを進めております。庁舎は庁舎で現在地に建設する予定でございまして、統合中学校は増穂商業高校を活用したいと、最有力候補地として県のほうにこれから要望していきたい。統合しますので、増穂中学校、鯉沢中学校が空いてきます。空いた場合に、いま議員さんがおっしゃった増穂小学校も非常に老朽化をしております。今、外装はもう持たないということで大規模改修をしておりますけれども、中の配管も相当朽ちてきておりますので、そこに手を付けるときには仮設校舎を作らなくてはならないということになると思います。いろいろなことを財源も含めて考えていきますと、いろいろな事業が集中しておりますが、増穂商業高校が活用できた暁には、増穂中学校、鯉沢中学校が空くわけでありまして、増穂中学校は、今言った増穂小学校の仮設庁舎として数年使って、そして増穂小学校をしっかりとしたものにする。これは公共施設の長寿命化計画、特に文教施設でありますけれども、そういう中でいくと、増穂中学校が一番改築の時期にきているということです。そうはいましても数年はもつと思いますから、その間に増穂小学校の仮設校舎として増穂中学校を活用しながら、数年で改修も終わると思いますから、その後には解体してあそこに町民体育館。増穂中学校の体育館は十数年前に建設したばかりでありますから、あれはまだ活用できると思いますので、そういったものを活用することによって、当初町では町民体育館35億という数字を出しておりますけれども、これは新たに土地を取得して、第1回目の庁舎の機能・規模を検討したときの要望に答えるには、たぶんそのくらい掛かるんじゃないかということから35億を出してあるわけですが、もしそういったことが可能になれば、サブ体育館も部分は、1棟ありますので、あとアリーナが必要な面積をとって、十分町民体育館の機能は確保できるのではないかと。土地も町有地としてありますし、体育館の規模も小さくなれば、今の35億という予定が20億、あるいは20億以下で可能になってくる。そういった部分を使いながら、小学校の改修にも十分対応できるというなかからやっています。また鯉沢も小中学校が同じ敷地の中にあります。そしてこれは今町の土地もありますけれども、民有地をお借りしながら、おっしゃったように640万円ほど毎年借地料を払いながら学校運営をしているわけでありまして、あその建物も、どちらの建物が今後長く使えるのか、それも教育委員会のほうで検討していただきながら、一つの学校になりますから、グラウンドもあんなに広くはいらないであろうという中で、鯉沢のシビックコア地区整備計画と合わせた、旧国道の東側の開発にも十分寄与できるものではないかと思っています。なかなか県道と東側を結ぶ道路もないわけでありまして、そういうところに連絡道等を入れながら、あの地域の今後の利活用が、土地利用が十分可能ではないかと思っております。いずれにしても、庁舎とからそればかりをするのではなくて、いろんなことを考えながら、少ない予算で効率的な町運営ができるようなことを今後も検討しながらやっていきたいなど、こんなふうに思っているところです。以上です。

○議長（長澤健君）

望月眞君。

○5番議員（望月眞君）

私が質問したのは、増穂商業高校跡地を庁舎として活用するのがいいのかどうか、その総合的な判断をするのに、総合的な見地から考えていく必要があるということで質問をさせていただきました。まだまだ質問したいことがあるんですが、3問までということで、以上で終わります。

○議長（長澤健君）

ほかに質疑ありませんか。

11番 堀内春美さん。

○11番議員（堀内春美さん）

さきほどの町長の答弁のことについてお伺いさせていただきます。

町長は先ほど、あれは私の議員日よりです。No.26町長が県庁へ行ってという話ですね。それをわたくしの勘違いで8月5日と書きましたけれども、あれは正式には7月30日です。それは訂正をNo.27で出しております。ご覧になっていないでしょうか。町長は7月30日に県庁に行きましたよね。いかがですか。

○議長（長澤健君）

堀内議員、今回議案第1号についての質問で、堀内議員の議会日よりではないのです。

○11番議員（堀内春美さん）

いいえ、町長の答弁に対してです。

○議長（長澤健君）

町長 志村学君。

○町長（志村学君）

私が見たのは、黄色いビラで8月5日と書いてありましたから、それを言ったわけですが、まだ出ていたわけですね、こういうことが。7月30日に県庁に行ったのは行きました。行って知事には会っておりません。総務部理事にアポをとって話をしに行ったということでもあります。以上です。

○議長（長澤健君）

堀内春美さん。

○11番議員（堀内春美さん）

知事部局へ行かなかったですか。

○議長（長澤健君）

町長 志村学君。

○町長（志村学君）

いま答えたとおり、総務部理事と会ってきました。

○議長（長澤健君）

堀内春美さん。

○11番議員（堀内春美さん）

そのとき、どういったことを要望したのでしょうか。

○議長（長澤健君）

町長 志村学君。

○町長（志村学君）

さきほどもお答えしましたが、増高跡地を活かす会とのここまで会話の状況。そして町と議会と、今、町が議会にお願いしている、そんなことをしたわけであります。活かす会の正副会長との協議内容、また町議会へ検討依頼を私が行ったので、その協議結果の内容等々を話をしたところであります。以上です。

○議長（長澤健君）

堀内春美さん。

○11番議員（堀内春美さん）

そのときですね、

○議長（長澤健君）

3回目です。質問は3回終わりました。

○11番議員（堀内春美さん）

もうダメなの。

○議長（長澤健君）

質疑は3回とルールで決まっています。

○11番議員（堀内春美さん）

じゃあ結構です。

○議長（長澤健君）

ほかに質疑ありません。

2番 樋口正訓君

○2番議員（樋口正訓君）

建物の耐震判断の基準である構造耐震指標のI s値についての質問をさせていただきたいと思えます。はじめに、役場庁舎は町民のサービスの拠点であり、災害時には災害対策本部としての機能が必要であり、国土交通省が定めている構造耐震基準指標のI s値0.9の庁舎を建設する必要性を伺いたいと思えます。

○議長（長澤健君）

町長 志村学君。

○町長（志村学君）

耐震度といいますか、耐震の度合いを図るのに耐震度というものもあります。民間の住宅が1.0、そして文教施設が1.25、役場庁舎が1.5というのがありますが、I s値というものは、両側から建物を押した時の強度を言うようでありますけれども、それが構造耐震指標ということではありますが、文教施設は0.7、役場は先ほど来言っていますように、大規模地震が来ても補修をしなくて済むような強度を持たせると。これは国土交通省の官庁営繕部の基準でありますけれども、いま日本全国でそういうことでやっています。この一番の元は熊本県で、熊本地震のときに役場庁舎が潰れてしまったと。そこは役場で何もできないんです。当然役場が潰れる時には、他の建物も潰れていますから、よその市町で応援すると言っても、地震は広範囲で被害を受けますので、なかなか復旧ができないという実情がありましたから、いま総務省のほうでも昨年今年に限って、役場を建設する場合には2割、単独事業債という借金ができます。これは元利償還、1円も国からはみてくれませんが、昨年今年に限って2年で改修をすれば、2割総務省が財政措置をするということから、県内でも古い庁舎が何箇所か建設に入っています。うちはそのお金は使わなくて、令和6年までがうちの町の合併推進債の適用期限でありますので、そのほうがずっと有利でありますか

ら、有利な財源を使いながら、今、進めているところであります。いずれにしても、これからの庁舎は構造耐震指標0.9以上が確保できなければ、いずれ建て替えをしていかなければならないという状況になります。

○議長（長澤健君）

樋口正訓君

○2番議員（樋口正訓君）

わかりました。それでは、仮に増穂商業高校の校舎を庁舎とした場合、災害対策本部となる箇所だけI s値0.9に引き上げておけばよいとも考えられますが、いかがでしょうか。

○議長（長澤健君）

町長 志村学君。

○町長（志村学君）

いざ災害が起きそうだと、起こった場合には警戒本部なり、警戒本部を町は設置いたします。これまでも、台風は事前情報がありますから、警戒本部は台風ごとに設置しておりますけれども、対策本部のところは関係部署の課長等が集まりながら、消防団に入ってもらいながら、今後の対策を考えていくところ。また災害が起きても災害対応を考えていくところではありますが、いざ指示をされた、業務を執行するのはそれぞれの課でありますから、役場の全ての部署が0.9以上の耐震度がなければ役場の機能として、これはいかなるものか。当然福祉の部分もありますし、橋梁の部分もあります。土砂災害の部分もあります。全てが災害という時にはやっつけなければならぬと思います。そういう時に執務ができない部署が役場にあったのでは、これはまさに住民のサービスができないということになると思います。当然災害の規模によっては人的に不足する部分もありますが、それはいろいろとところと応援協定を結ばせていただいておりますので、応援をいただけるところはきていただきながら、そしてそういう人たちが来ても、特に地震というのは余震もあります。熊本で、余震のあとに2度も大きな地震がきたということもありますから、そんなものも含めて大規模地震がきても、補修をせずに執務ができる基準をこれからの庁舎は持ちなさいというのが国交省の基準でありますので、対策本部だけでなく、役場は執務をするところすべてがしっかりした建物の中で執務ができ、災害の時にはしっかりした住民サービスができるような建物が必要だと考えております。

○議長（長澤健君）

樋口正訓君

○2番議員（樋口正訓君）

わかりました。最後の質問ですけれども、増穂商業高校は山梨県において、平成21年度に大規模改修工事を行い、文教施設としてのI s値0.7を維持しているとのことですが、これを庁舎とするために、町長先ほどおっしゃられました全体をとということで、国土交通省基準のI s値0.9まで引き上げる必要があると考えられ、このようなことで庁舎としての機能が保たれるのか、伺いたいと思います。

○議長（長澤健君）

町長 志村学君。

○町長（志村学君）

増穂商業高校は旧市川高校と同時にこれまで耐震化されていっていませんでしたが、耐震工事をしていますから、文教施設としてのI s値0.7を確保していると考えています。そうでないと、構

造計算もちませんから、許可にならないと思いますから、それはあるとは思っています。そこを、あと0.2上げるには本当に大規模改修をしていかなければならない。当然、町ですからいろいろな設計屋さんにも相談をさせていただくこともありますが、0.2上げるなら建ったほうが安いですよということなんですね。そんなことから新庁舎ということで、新しい庁舎は0.9以上は確保してありますが、そういったことから既存の校舎をするのはえらい。これは北杜市なんかも例として一つあると思います。北杜市も平成16年だったと思いますが、須玉商業を庁舎として活用しながら、そのころはそういった0.9の耐震指標はありませんでしたが、やはり使い勝手が悪いと。やはり教室で元々作ってありますから。いくつもの棟を使うとワンストップにならないと。その後にプレハブを3棟作ってあります。今、実際にどこで仕事をしているかという、校舎じゃなくてプレハブの中でやっています。校舎は午前中も言わせていただきましたが、職員の会議室、あるいは物置に使っているということが実情であります。お金を掛けてそういうものにするよりも、これからの庁舎は100年持つと思いますので、そういったものをしっかり、財源のあるうちに造っていくことが私は一番いい方策ではないかと、こういう考えを持っております。

○議長（長澤健君）

樋口正訓君

○2番議員（樋口正訓君）

3問伺いましたので、ありがとうございました。

○議長（長澤健君）

ほかに質疑ありませんか。

1番 秋山仁君。

○1番議員（秋山仁君）

合併推進債を新庁舎にほぼ半分使うということで、普通交付税としての措置があるということですが、現状といいますか、進捗状況といいますか、その辺はどのような形になっているのでしょうか。

○議長（長澤健君）

町長 志村学君。

○町長（志村学君）

反問権いいですか。進捗状況というのは何の進捗状況ですか。予算の執行状況ですか。

○議長（長澤健君）

秋山仁君。

○1番議員（秋山仁君）

合併推進債を利用するということですが、こういう形で、書類上で何か進んでいるかとか、そういった部分です。

○議長（長澤健君）

町長 志村学君。

○町長（志村学君）

合併推進債は、合併特例債というものが法律で出ております。合併推進債は総務省の規則で出ております。法律のほうは2回延ばしてまだ活用しておりますが、この合併特例債には市町村の合併した規模に応じて限度額があります。そのかわり、限度額の範囲であればいろいろなものに活用できる。合併推進債は合併の期限が遅れた平成17年から22年度までに合併した市町村に対して合

併特例債というものがあります。合併特例債は7割国が支援をすると。早いうちに合併したところには。うちは平成22年ですから、遅い方ですので合併推進債しか使えない。これは90%の建物であれば50%を国がみるよと。だから45%と言っていますが、総事業費の45%を国が措置してくれると言っていますが、これには限度額がありません。新町まちづくり計画を作った中で、2町が一緒になって必要なものについては対象になります。ですから、旧増穂町だけで作るもの、児童館、これはリニアで移転を余儀なくされましたけれども、これには該当しません。建物主体の起債ですから、お金を使ってほかの住民サービスをとっても、これはゼロになるわけです。今回いろんなことで国とも協議をしながら、庁舎はいいですよということでやっておりますので、30億と言っても、その90%の半分ですから、本当は半分ないわけでありませけれども、今、脱炭素社会になっておりますので、省エネの建物に対しては今度環境省から補助金が出ます。ZEBという建物を今考えております。当然、全部自分のところでエネルギーが出ればいいわけですが、うちには太陽光も限られていますし、風力もそんなに期待ができないといころでありますけれども、地中熱とか一部太陽光を使って、同じかかるエネルギーの半分は自前でもっていかうとか、そういったことをやることによって、環境省の補助金が出ますので、それを今見込んでいるのは約3億見込んでいますから、それを加えると概ね半分強が国のお金で建てられると。それを含めて、今がいいチャンスかなと思っております。華美なものはいりませなし、大きなものもいりませなし。身の丈に合ったものを造っていきたい、こんなふうに思っております。

新庁舎のお金の進捗状況としては、午前中も言いましたけれども、まだ実施設計の成果品がきていませんから、総額は定かではありませけれども24億程度だと考えております。そうは言っても今ある庁舎も潰さなくてはならない、また周辺整備もしなくてはなりませんので、町としては30億という数字は全然動かしておりませけれども、全て掛かっても、役場庁舎にかかるものですから、半分は国でみていただけるということでもあります。約30億の中ですが、実際はそこまで掛かるかどうかわかりませませんが、現在、今年度中に支払い予定は2億5千万強の支払いをする予定で、既に予算化をさせていただいているところでもあります。以上です。

○議長（長澤健君）

秋山仁君。

○1番議員（秋山仁君）

合併推進債よりも合併特例債、合併が早ければそちらのほうを本来であれば充当率95%、約70%、75%ですか、これが交付税としてということかなと。本来であればそちらのほう有利かなという感じで、今はもう無理ですけれども。

次に、近隣の新庁舎の建ったところをみますと、中央市が平米あたり42万8千円。早川町が48万1千円。市川三郷町が参考になるかどうかですが、生涯学習センターですね、図書館、体育館、学習館を建設しまして、ここのところ2、3年で竣工したわけですが、平米あたり53万7千円だったんですね。うちの見込みはほぼ平米40万円、それでだいたい見込んでいるということですが、若干安いという表現はおかしいですけれども適正かなと考えますが、町長のお考えを聞きたいのですが。

○議長（長澤健君）

町長 志村学君。

○町長（志村学君）

建物の平米単価ではありますが、造作の仕方によってえらく変わってくると思います。いろんな例

があります。他県では平米あたり80万円近くかけているところもあれば、いろいろありますが、うちの平米40万円は国交省の算定基準にほぼ合っていると思います。うちより高いところの事例も出していただきましたが、決して華美なものを作る必要はありませんから、耐震度とかそういった機能とかを重要視する施設にしていけばいいかなど。決してよその町と比較しても安いとは言っても高い部類ではないと思っています。建設新聞などでもその単価は国交省に合っている単価で、決してべらぼうなものではないと評価もいただいていますから、概ね合っているかと。平米40万円、単純計算しますと4800㎡の庁舎を造りますから、7千㎡として4×7で28億ですね。さっき言ったように、もろもろ入れて24億ちょっとくらいじゃないかと想定していますから、決して華美な建物ではない。平米単価を比較してもよそよりも安価な建物になっていくのではないかと、そんなふうに思っております。

○議長（長澤健君）

秋山仁君。

○1番議員（秋山仁君）

3問目になります。考える会のほうでワンストップ窓口機能向上、こういうことを言っていますが、新庁舎において、その辺をどのようにお考えですか。

○議長（長澤健君）

町長 志村学君。

○町長（志村学君）

ワンストップの意味をよくご理解いただければと思います。1箇所に行って、そこで全てができるのがワンストップではなくて、いくつもの建物を周り歩かなくても、その建物に行けば、その棟に入れば全て解決できる、これが日本で言っているワンストップですね。その窓口に行って、全ての手続きがその一人が対応すればできるのがワンストップではなくて、一つの部署といいますか、建物に入ることによって全てが仕上がるというのがワンストップでありますから、そこは誤解のないようにしておいていただければと思います。

新しい庁舎につきましては1階に、1番住民の皆さんが常日頃来るだろう部署を集約しております。それで、1階に来れば概ねのことは全てできる。当然3階建てを考えていますから、3階は一般住民の行政手続きのない議会なんかに入っていくようになってはいますが、2階はそうは言っても業者といいますか、人が特定されるようなところが2階に入ってやっていただく。一般の人は1階に来れば役場の通常の仕事は全てできると、そういう役場を今考えておりますけれども、増穂商業をもし使った場合に3棟あります。この部署が一番左の建物、次は隣の建物、次が一番西側の建物となると、いま役場がこれまで進めてきたワンストップがまずできないこと。そして、高校生が今まで使っていましたから、すべて階段しかありません。うちの役場も古いから階段しかありませんけれども、これからはユニバーサルデザインの考え方も持たなくてはなりませんので、エレベーターを、増穂商業が3棟ありますから、もし3つ使うのであれば3つの棟にエレベーターを付けなければならない。今回の役場は1つだけで済むようになってはいますが、そういった障がい者への配慮とか、そしてワンストップ化とか、そういうことを考えていくと、目的が違う建物ですから、それを改修してするには相当のお金が掛かってしまうと。そして、これからはまさにユニバーサルデザインも大切ですが、外国人であろうが、お年寄りであろうが、子どもであろうが、全ての人にやさしい建物をしていかなければならない。そういう時代に合った建物を建設していきたいなと思っていますので、町とすればぜひ今のこの地に、今の計画で進めさせていただきたい、

こんな思いであります。以上です。

○議長（長澤健君）

秋山仁君。

○1番議員（秋山仁君）

終了します。

○議長（長澤健君）

質問の途中ですが、ここで暫時休憩します。

休憩 午後 2時 7分

---

再開 午後 2時17分

○議長（長澤健君）

休憩を解いて再開します。

ほかに質疑ありませんか。

4番 井上和男君

○4番議員（井上和男君）

2点質問をさせていただきます。請求趣旨によると、増穂商業高校の校舎を改装し庁舎とすることで、現庁舎計画よりも数分の一にできるという考えに対して、町の考え、見解を伺いたいと思います。

○議長（長澤健君）

町長 志村学君。

○町長（志村学君）

町のほうとすれば数分の一という、その根拠が全然わかりませんから、何をもっていくらなのか、どこをどうしていくらなのか全然わかりませんので、比較の仕様がないうちに現状であります。

ただ、町のほうで北杜市の庁舎のことは同じ自治体として調べさせていただいておりますけれども、北杜市とした場合、北杜市は平成16年に合併をしておりますから、そのときに直した庁舎がありますが、当初5億ちょっと掛かっているはずであります。もう十何年経っておりますから、そこに物価スライドとかいれていくと、うちのほうで同じような改修を、もしした場合には8億ほど掛かるということ。それと北杜市の場合、先ほども言いましたが、最初は庁舎とプレハブ一つでやっておりましたが、その後3棟プレハブを建てております。そういうものを含めると、とてもとても相当なお金が掛かってしまうのではないかと。でもそれは執務をするための整備であって、根本的な庁舎の耐震度は、全然手つかずの話でありますから、そこへもしお金を投じることになると、先ほども言いましたけれども、いろんな建築屋さんにも聞いても建てたほうが安いですよという、たぶん答えになってくるんじゃないかと思っております。請求人のほうの数割でできるという根拠が、何をどこをどう直していくらになるのかは聞いておりませんので、今お答えできる状況ではありません。

○議長（長澤健君）

井上和男君

○4番議員（井上和男君）

次の質問に移らせていただきます。実はこれは令和2年9月の定例会で、笹本議員の一般質問で管財課長が実施設計にあたり、より精度を高めるためにバリューエンジニアリングという手法を取り入れるという話がありました。現庁舎の実施計画において、よりよい内容とするためにこのバリューエンジニアリングを実施したとっております。そうすると、この協議の中で出された意見を反映することで、建設費の圧縮は実現できるものかどうか伺いたいと思います。

○議長（長澤健君）

管財課長 樋口一也君。

○管財課長（樋口一也君）

ただいまのVEの件についてお答えさせていただきます。町では、県下においても市町村においては初めての導入ということで、山梨県の技術系の専門の職員を招きまして、実施設計に対する評価をしていただきました。昨年行いまして、合計で3度会議を行っております。その際出ましたVEの皆様方の実施設計に対する評価で、実施設計に実際反映できる項目が約13項目ございまして、実施設計の費用について無駄を省くというような、コスト削減の設計内容の指摘をいただきまして、それを現在の実施設計に反映させております。現段階でまだ実施設計が完成品として届いておりませんが、この本日から今の段階でおきますと、約1億2千万ほどの縮減が図られているのではなからうかと推察しております。以上です。

○議長（長澤健君）

井上和男君

○4番議員（井上和男君）

ありがとうございました。以上でございます。

○議長（長澤健君）

ほかに質疑ありませんか。

10番 青柳光仁君

○10番議員（青柳光仁君）

先ほど町長からありました、住民投票条例にそぐわないという陳述の中から3点お伺いしたいと思います。はじめに、先ほど望月議員の質問で校舎に対するビジョンと伺いますか、今後の考え方をお聞きしましたがけれども、新庁舎を造るにあたって、東別館とか、教育委員会とか、福祉保健センターとか、廃止する部署の活用策、利用策については、議会も詳しくは伺っておりません。その辺のビジョンをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（長澤健君）

町長 志村学君。

○町長（志村学君）

その辺につきましては、根幹的な部分は平成26年の公共施設再配置計画で概ねのことは出ております。それに基づいて、順次いろんなものを行っているわけでありましてけれども、まず、福祉保健課が入っております長澤新町の建物につきましては、ホールとかは、これからも乳児健診等ありますので、新しい庁舎にはそういうスペースがありませんから、そこは町がまたそういったイベントのときに活用するという事で町が今後もやっていくと。これは平成26年の公共施設再配置計画です。その時にはまだはっきりは言っておりませんが、社会福祉協議会の建物が非常に老朽化をしております。福祉保健課が入っている福祉支援センターのほうが新しい建物でありますので、福祉保健課が抜けた後には、そこに社会福祉協議会が入っていただく計画で、今進め

ております。また、東別館、そして旧町民会館につきましては、これは再配置計画でも出ておりますように、統合されたのちには解体ということになっております。ここを解体していかなければ、職員駐車場の部分がなかなかないという、一般の来庁者といっしょに職員が止めるというのは、また事故等いろいろ出てきますので、そこはそんなふう to 今後活用していければなと思っております。また上下水道課につきましては、執務部分は新しい庁舎に入ってきますけども、あそこは昔ながらの機器が入っておりますので、そういった機器はそこに残しながら、いざ災害の時にも、そこから水をとったりいろいろしますので、そういったところにも職員配置をしなければなりませんので、あの建物は当面残すということになっています。あと、教育文化会館は地域の皆さんにも後の活用策をお伺いしました。地域の皆さんが使う予定はないということでもありますので、今後、再度配置の確認をしながら、それでもないようであれば、やはりあそこはいずれ解体ということになると思います。この解体につきましても、どこまで国の財政支援が届くのかよく分かりませんので、その辺はまた国とも協議をしながら、町の一般財源をなるべく少なくするような形で、今後整備をしていく、こんな思いでおります。以上です。

○議長（長澤健君）

青柳光仁君

○10番議員（青柳光仁君）

2点目ですけれども、前に議会に町長から説明があったときに、合併推進債が令和6年度までに実施設計が完了している建設にかかる、そうでないと推進債が使えなくなると。まだ体育館もある、リニア側道もある。そういうことで、国へこの期間の延長、合併特例債が延長になったように、推進債も延長してもらいたいという要望を上げてくということですけど、その辺はどうなったんでしょうか。

○議長（長澤健君）

町長 志村学君。

○町長（志村学君）

一昨年から、合併特例債と同様に合併推進債も期限延長をしてほしいということ、全国で同様な境遇にある自治体が42ほどあります。市と町しかありませんが、その皆さんと共同しながら国のほうに要望してきました。私が一番東京と近いということから会長を仰せつかりながら、山口県美祢市の市長さん、そして北海道の湧別町の町長さんに副会長になっていただいて、総務省のほうに陳情して参りました。総務省のほうも、精力的に今後残っている事業がどのくらいあるかという調査もしていただきながら、協議を重ねてきたわけではありますが、昨年の末に、今の合併推進債の許可期限内に実施設計まで終わったところは、ほぼやることがわかってきますので、経過措置として、それぞれ市町の適用期限が違いますので、うちの場合は令和6年ですが、令和6年までに実施設計が終わったものについては、経過措置として合併推進債の対象にしますというお話がありました。ぜひ、令和3年度の地財計画の中に明文化してくださいというお話を総務省にしてきたのですが、地財計画の中には、全体のボリュームから入れられないということから、年が明けて1月22日に、全国の都道府県の財政課市町村課長会が東京で開かれました。そのときの配布の文書の中にしっかり明文化をされております。平成17年から平成22年までに合併をした、いわゆる後発合併、ここは合併推進債が適用になっているけども、経過措置として、その適用期限内に実施設計を完了した自治体については、すべて財政措置の対象とするということになっております。いずれにしても、この富士川町は令和6年までに実施設計が終わったものが対象ということになります。

ので、しっかり今後の事業もありますので、そういった有利な交付税措置を活用しながら、過大な事業は片づけていきたいなと、こんな思いであります。以上です。

○議長（長澤健君）

青柳光仁君

○10番議員（青柳光仁君）

3点目です。先ほど中学校統合して、あるいは新聞にも掲載されましたけれども、増穂商業跡を統合中学校に利用するという話。それから先ほど来、質問の中に耐震化率といいますかI S 0.7とか0.9とかというお話が飛び交っておりますけれども、役場庁舎を、全体を0.9にすると、それでここへ新たに新築すると。増穂商業跡については0.7のまま小中学校を統合すると。そうすると、熊本地震クラスの地震が来たとき、役場職員と災害対策本部は左うちわかかもしれません。0.9の建物を建てれば、中学生はどうなるんですか。それがありません。全く中学校も同じ立場に立たされているわけです。ですから私が前に一般質問で庁舎建設と各小中学校ももう50年になると。役場も築50年になると。長寿命化をしたらどうなるんだって質問したら、築80年も持たせませうという話があったときに、学校が先ではないかと。新築する場合ですね、そんな話もしました。中学校統合した場合、増穂商業高校も築50年経っています。統合中学校の新築計画の目安というものはお考えでしょうか。

○議長（長澤健君）

町長 志村学君。

○町長（志村学君）

子どもたちの教育施設をないがしろにしているということは全然ありません。これは国で定めた基準が、文教施設はI s 値で0.7以上。役場庁舎は大規模地震がきても補修をしなくて済むような耐震度、これが0.9以上ということですから、通常の家は0.5なんです。先ほど言った、通常の家が1とすると、学校は1.25、役場は1.5というのが、I s 値ですと0.5、0.7、0.9ということになる。倒壊とかしないように大規模改修もしてあって耐震化もしてありますからいいのですが、そうはいっても補修が必要なところは出てくるかもしれません。でも、子どもたちの生命に影響のないような耐震度は十分あると思います。それが日本全国同じ基準でやっていますので、そこは富士川町だけが劣っているということではなくて、目的に合わせた庁舎の構造基準が定められているという話であります。それと、小中学校の長寿命化計画をやっています。先ほど言ったように、増穂中学校が一番、改築の時期に来ているという話はさせていただきましたが、増穂小学校も非常に今、老朽化が進んでいます。そこで、手を加えた場合に80年持つということになります。今、増穂小学校も外観をやっております。先ほどお話をさせていただいたように、これからは管工事もやっつけていかなければなりません。耐震度は0.7持っていますからいいんですけど、中の使い勝手が悪いということがあります。そこで増穂小学校を改修するときには仮設の校舎を造らなければならない。仮に1年造るにしても、仮設校舎というのはものすごいお金が掛かります。エアコンも当然入れなければなりませんし、今はICT教育もやっておりますから、そういうものを含めるとやはり億単位のお金が掛かりますので、そういった、いずれ解体をするものに無駄なお金を掛けても仕方ありませんので、中学校の統合が実現した暁には、増穂中学校を一時的な仮設の校舎として、そしてその間に小学校を改修していくと。こういうことをすることによって、通常、手を入れなければ60年というものが80年ぐらい持つてくるという。すべての町の建物が今まで造っていませんから、みんなそういう時期にきてしまっているんですね。そうい

う中で、改修をしながら持たせなければならないものがありますが、増穂商業高校もやはり同じような年代に造られたのでありますから、午前中言いましたように、10数年経つとまた新築をしなければならないという状況になると思います。今ここで庁舎をしっかりとっておかなければ、みんな同じ時期に持っていくと、町も財政の平準化もできませんし、いろいろなものが行き詰まってしまうという中から計画的に物事をやっております。そういう中で、新しい統合中学校が出て、10年後には新築をしていかなければならない。その時には合併推進債はありません。ありませんが義務教育施設になりますと、義務教育の整備補助金というのがあります。そしてまた、補助金の裏側には義務教育債というのが、やはりこれは借金ですが、これは6割国が支援してくれる。こういう制度もありますので、いつになっても自主財源だけでできる町ではありませんから、国あるいは県の支援策を活用しながら町の負担をいかに少なくしていくかということで、いろんな事業に取り組んでいきたい、こんなふう考えております。以上です。

○議長（長澤健君）

青柳光仁君

○10番議員（青柳光仁君）

統合中学校の次の段階を聞いたんですけども、最後に15、6年経つと建替えなければならないという、今、お考えということでよろしいですね。

○議長（長澤健君）

3回なので質問はできません。

○10番議員（青柳光仁君）

終わります。

○議長（長澤健君）

ほかに質疑ありませんか。

13番 井上光三君

○13番議員（井上光三君）

私は町民の将来負担についてちょっとお伺いしたいと思います。請求代表者の請求要旨を見ても、ここに将来に大きな負担を残すのはうまくないとか、子や孫の世代までに大きな借金を残すのはうまくない。私も当然だと思います。大きな借金を残すということは、これはまずいということだと思っています。ただ、この大きな借金、大きなツケという、その大きなというところがよくわかってない部分がありますので、本来ならばちょっと請求代表者に質問したいことがあったんですが、町の考え方を点ちょっとお伺いしたい。それからもう一つ。

○議長（長澤健君）

質問は順番に一つずつやってください。

○13番議員（井上光三君）

これから質問しますが、議会が監視機能を逸しているということがありましたけれども、これはいいです。ちょっと言いたいことがあったんですが、まず将来負担について町の考えをお伺いします。請求要旨に110億円の7大事業の削減により町民の将来負担も大幅に圧縮可能となると。これが記述してあるんですね。これ総額110億円の借り入れに対する町の実質の負担金というのはどのくらいになるのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（長澤健君）

町長 志村学君。

○町長（志村学君）

今7大事業を捉えてのものだと思います。118億の総額事業は7大事業を発表したときでありますから、平成29年2月の広報だと思いますけれども、そのときに7大事業でまちづくりを展開という中で、それぞれの事業名ごとに概算事業費を出しました。10億円以上のものを7つ掲げたわけではありますが、あっているかどうかわかりませんが、概算ですので7つの事業で118億円。それに国庫支出金、地方債を入れると、一般財源、当面出すお金は4億3千万という数字を、平成29年2月の広報でださせていただいています。この時には今言った総額118億円、国庫支出金、地方債を入れると一般財源は約4億円と想定しています。そして、その中で地方債が約99億4千万という数字を出していると思うんですが、約100億ということでお知らせをしました。この約100億円の借金についての後年度負担は、約38億を見込むということで広報に出させていただいています。これが平成29年ですから、年月が経過をし、児童センター、そしてまた給食センターが仕上がりましたので、その分を差し引きながら、昨年の12月に新たな負担のものをしております。総額が115億。町の負担が35億で、たぶんしてあると思いますが、当然これからの事業も、先ほど来話がでております役場庁舎も、今町は30億と言っていますけれども、実施設計が出てくると4億数千万ぐらいになってくると思います。まだまだこれから、この現庁舎を解体したり、そういった経費がありますので、30億はそのままにしてあります。町民体育館も、当時はまだまだ建設場所も決まっていませんから、新たな用地を取得して、そして最初に機能・規模を検討していただいたときのものをすると35億ぐらい掛かるかなということでもありますから、これから建設場所がしっかりし、そしてまた、今想定しておりますような中学校の既存の体育館を活用することによって、20億円弱ぐらいになってくるのではないかなと。当然、お金を公表したからといって、それをすべて使うようなことは考えておりません。いかに、既存の建物を活用しながら、安くでき、そしてまた住民の皆さんにしっかりサービスができるようなまちづくりを展開していきたいと思っております。118億、当時出した時には、町の後年度負担として38億程度を見込む。この内訳は、今言った国庫支出金、そして交付税の財政支援、それとこの中にはリニアの通過によって移転を余儀なくされている建物とかがありますから、リニアからの補償金も16億円程度見込んでおりますので、町の後年度負担は38億円。当然10年で返済しなければならないものもあります。据置期間を含めると30年で返済するものもできます。年間の負担は約1億ちょっとというところで、財政厳しいですから、反対というわけにはいきませんが、苦しい中でも、たぶん1億ぐらいは役場で捻出していけると思います。若者に負担という言葉がありますが、住民からお金を借りるわけではありません。町は、政府資金を主に使いながらやっていますから、町の通常予算の中で返済をしていくということでもあります。先ほども言いましたが、このお金を、庁舎を減らしたから福祉に使えるか、児童手当とかそういうものに使えるかと。これは庁舎を造るからということできている財政支援でありますから、ほかのほうに使えることはありません。そういった制度があるうちに、しっかりした庁舎を造っていきたい。これを今やることによって、後年度負担が本当に少なくできるのではないかなと、町では考えているところであります。以上です。

○議長（長澤健君）

井上光三君

○13番議員（井上光三君）

町が行う事業については、私たち議会も厳しくチェックを入れています。特にこの財政状況については、大きな負担とかという意味合いもありますけれども、私たちは数値でそれを判断しなければ

ばならないと。行財政健全化比率というのがありまして、私たち議会ではその数値をもとに、町の借金がどれくらい膨らんだ、将来負担比率がどのくらい大きくなったかというのをチェックしながら、ここまでだったら大丈夫でしょうということでチェックをいれている。これまでもそうだったんですね。実質公債比率でいくと、まず早期健全化基準が25%。その上には財政再生基準というのがありますが、そこまでいくとレッドカード。早期健全化基準というのはイエローカードですよ。ただ、実質公債比率のところにはイエローカードまでに行くのに、注意というんでしょうか、18%というのがある。私たちはその18%に達するところは厳しくチェックしなければならないという思いで今までチェックしてきたんです。元年度は12.1%、将来負担比率は58%だったと思いますが、こういう流れの中でチェックをしながら、町が膨大な借金をやらないようにということで議会にチェックしてるんですね。もう一つは、将来の負担について、ちょっと関連するかもしれないかもしれませんが、請求要旨の中では、「現在の庁舎計画では、地元住民への多大な負担と不必要なコスト増大が見込まれる。」と記述してあるんですね。庁舎建設をはじめとする7大事業を行った場合、町の財政状況はどのようになって、子や孫に多大な負担を強いることになるのかどうか、伺いたいと思います。

○議長（長澤健君）

町長 志村学君。

○町長（志村学君）

ありがとうございます。町のほうも、いろんなものを議会に提案しながら議会のご議決をいただいて執行しております。冒頭も言いましたけれども、この庁舎建設についても平成29年3月議会ではじめて庁舎整備の測量調査、あるいは土地利用の方針の策定の業務委託をご承認いただいて、スタートしてということですが、ほとんど議会のたびに、予算は出ささせていただきながらご議決をいただいて、今日まで来ているわけでありまして。町の事業も、この庁舎建設のみが町の事業ではなくて、下水もやっておりますし、道路建設もやっています。全体の中での実質公債比率ですから、今議員さんがおっしゃられるように、18%、町もそこにはいかないようにということをやっています。当然、こちらの事業が多くなれば、こちらの事業を減らすとか、こういう操作は出てきます。不用不急な事業に優先順位をつけながら、そうは言っても、住民の皆さんとお約束した事業は、苦しくてもしっかりやってくというのが町の方針でありますので、実質公債比率も今12ちょっとでありますので、これ18になるとイエローカードになりまして、財政再建計画を出さなければ借金ができなくなります。25%を超えると、もう完全にアウトです。そこにはいかないように、常に注意をしながらやってくわけでありまして、この実質公債比率や将来負担比率というのは、前年の決算に基づいてはじめて出てきますから、あとはあくまでもシュミレーションであります。予測であります。当然、予測も立てながら、それでその位置を飛び越えるようなことがあれば、ほかの事業を圧縮するなり、延期するなり、もうちょっと時間をかけるなりしてやってくわけがあります。この富士川町、旧増穂町旧鯉沢町ですが、昭和61年からかな、下水道事業が始まりまして、当時は遅い下水道工事でありましたから、いち早くよその市町に追いつくようにということで、相当の投資をしております。下水道の借金は35年返済をしていかなければならない。最初のものが返済に入っています。そういうのも、一つ軽くなってくる要因になってきますので、全体の中で、先ほど言った実質公債比率、将来負担比率を見ながら、町が財政に行き詰まらないような形で財政運営をしてるところでありますので、一つだけをとれば、ポンとそれだけがプラスで出たように思いますが、それが出る時には他の事業が、同じ借金事業、現金で処理するものは実質公債比率に

も将来負担比率にも影響しませんからいいわけですが、借金をするとき、いかに有利な借金で、当然この計算をするときには、後年度財政措置があるものは引いていきますから、そういった有利な起債を活用しながらやっていく。今までは、ただ単に単独事業債を入れてありました。そういうのはいうのは、今ほとんど繰り上げ償還しながら、入ってないはずでありますけども、いろんな事業をつくり上げるときに、いろんな財源の比較をしながら、少しでも有利なものを入れておりますので、重なりますけども実質公債比率が18にはいかないように、将来負担比率は350ということですから、まだまだ余裕はありますけども、そうは言っても、それがあとあと、かかってくるわけですから、そこも将来負担がないように。先ほども言いましたけども、こういった事業をやって、これからの孫・子のために、独自の負担がいくわけではありません。町の財源は36%ぐらいしかありません。ただ、地方交付税という国からの支援を受けて、標準の財政規模で町はやっていきますから、その活用もしながら、この事業があるときに、町民説明会の時にも、税金が上がるのかという質問がありましたけども、そうことはまずありません。今の税制の中で、町の財政の中でこれらの事業を消化しておりますので、そういう中においても、実質公債比率、将来負担率を常に念頭に置きながら財政運営をしていますので、そこにはへ到達しない、いかないようなことを考えているところであります。

○議長（長澤健君）

井上光三君

○13番議員（井上光三君）

もう1点いいですね。先ほどから、多くの議員さんが増穂高校校舎を利用する場合にはちょっとデメリットがあるとか、例えば、増穂高校の校舎のも築50年以上経っているので、新庁舎がいずれまた必要じゃないかと。例えば、いずれ必要になったときには、今度は合併推進債が使えないんですよね。この限度があつて。そうなった時には町単独経費でそれをやらなきゃいけないと、私はそれこそが孫や子どもに大きな負担がかかるんじゃないかと、これは私の試算でいくと、そうに思うんですが、ちょっとこの辺の町の見解を伺いたしたいと思います。

○議長（長澤健君）

町長 志村学君。

○町長（志村学君）

今、新庁舎の建設には約30億ということは公表しながら、実際そこまではいかないようにしておりますけども、30億をいまだに変えてはいません。この30億のうちの約15億円が国の補助金。そしてまた交付税バックで入ってくるので、措置されてきますから、この庁舎は15億円の将来です。町の。先ほど言った118億のうちの38億が将来負担と言いました。そのうちの15億円が役場の部分だと考えていただければと思います。増穂商業高校を、もし5億8億で改修して、その後にもまた10年ちょっとで建て替えしなければならないという時には、冒頭言っていますように、国の支援、補助金もなければ交付税措置もありませんから、仮に15億の建物で造ったにしても、15億円プラス今回の改修費がのります。20数億のお金をあそこに投じてやるのがいいのか、15億円でするほうがいいのか、ちょっと計算してもらってどちらがいいかすぐわかると思うんですけども、是非そういった計算もしていただきながら、幾らであれが改修できるのか知りませんが、町が北杜市を例にすると8億以上は掛かるかなど。その8億にはエレベータも入っていません。ただ単に執務として使えるだけの改修で、北杜がそうですから、そんなことを考えるとそれで8億。また庁舎を造るときに、仮に15億掛かっても23億掛かってしまう。今ここで庁舎を造る場合は、

すべて入れて30億のうちの半分は国の支援がきますので、15億でできると。どちらが安いかわかるかということ、多分それでおわかりいただけると思うのですが、ですから、今、ここに当初の計画どおりやったほうが、後年度負担が少なく済むという町の考えで進んでおります。以上です。

○議長（長澤健君）

井上光三君

○13番議員（井上光三君）

終わります。

○議長（長澤健君）

ほかに質疑ありませんか。

3番 笹本壽彦君

○3番議員（笹本壽彦君）

質問は特に考えていなかったのですが、先ほどの、町長の話を聞いて、私が一般質問で新庁舎に関わる2軒を買収して、それに関わる費用が、私が専門家に見てもらったら約3億掛かるけれども、町は幾ら見込んでいるのだとお聞きした時に、全然数字が出てこなかった。まだ設計者のほうからでてきたいないから、幾ら掛るかかわからない。大体目算で幾らみているのだと聞いたら、それも答えてくれなかった。しかし、今、増徳商業に関してリノベーションするのに、ぽっと8億くらい掛かるとおっしゃったじゃないですか。何でもそうだと思います。大体概算というものがあるのではないですか。あの時は全然答えられなかったのに、今度はぽんと8億という数字が出てきたのは、それはどこからの根拠ですか。

○議長（長澤健君）

町長 志村学君。

○町長（志村学君）

新庁舎のうちの民家の移転等につきましても、議会で議決をいただいておりますから、議案で数字はお示していると思います。総額で、2軒で1億2800万だと思いますけれども、それを議決いただいているから執行していることありますけれども、議会にまずお話をしなければ町がはにもできませんので、議員さんがもう一度議案集を見ていただければと思います。それと、増徳商業の廃止をもした場合作るということ、先ほど言いましたけれども、北杜市で平成16年に開始をしておりますから、その16年から約16年経っていますので、物価上昇率等を勘案して、増徳商業高校の平米数にかけた場合、8億5～6千万掛かるということですので、うちも見積もりをとったわけでもありません。今、議員さんがおっしゃるとおりの、あそこを回収した場合どのくらい掛かるのか、当然比較検討していますから、その中で8億5～6千万という数字です。何回も言っていますけれども、これはエレベーターとか、そういうものは入っていません。北杜市はそういうのを付けていませんから、だから北杜市は5億6千万ほどかけた後に、3棟プレハブを造って、今その中で執務をしている。かつての校舎は、今は物置と会議室になっています。やはりこれは使い勝手が悪い。そして使うと維持管理費が非常に掛かるということで、一回北杜も見てください、北杜市に話しを聞いてもらえばわかると思いますけれども、あくまでも暫定庁舎だということで、今、やっています。北杜も本当は庁舎も建て替えれば良かったとは思いますが、北杜市は八ヶ岳を持っている、すべて八ヶ岳に囲まれた用地の市町村が一緒になりましたから、非常に体育館なり、ミュージアムなり、博物館なり、そういうものが多くあった地域でありますので、庁舎まで当時、手が伸びな

かったのかなと思っておりますけども、いずれにでも、これからこういった強靱化の時代になってきましたから、災害が起きてもしっかり住民の生命財産を守る拠点としての役場庁舎は必要だと思っております。くどいようですが、その2軒の移転費については1億2800万というのは議会でも話をさせていただいたと思うし、議案集に予算で全部入っております。支出するばかりになっておりますので、当然議会の議決をいただかなければ執行できませんから、ぜひそちらのほうで確認をしていただければと思います。

○議長（長澤健君）

笹本壽彦君

○3番議員（笹本壽彦君）

私がもう申し上げた、3億くらい掛かるのではないかと当初の数字は、今、町長がおっしゃった数字だけではなくて、当然、歩道の改修費とか下水道のあれに伴っている数字です。ですから私は、あそこを2軒買収して、町道を廃止してということをしてすべてすれば、それによって3億くらい掛かるのではというふうに質問をしたのです。その時にはお答えがなかった。今は現実2軒の買収に関してのその数字であるけれども、そうではなくて、私が言ったのは、それをやることによって、下水道の工事もある、歩道の改修も出てくる。外構の金額も出てくる。2軒の買収することによって、そういう約3億くらいの数字が掛かるのではないですか、というふうにお聞きしたのです。ですから、歩道を改修したり下水道を付け替えたりすれば、その2軒の数字だけではおさまらないのではないですか。

○議長（長澤健君）

町長 志村学君。

○町長（志村学君）

当時は2軒の移転費用にということで、質問ではなくて多分議員さんが、私が知り合いにしてもらったところ3億ということだと思います。うちもいろんな時期によって予算をだささせていただいていますが、移転補償については土地、建物、庭とかすべて含めて、ガソリンスタンドも含めて1億2800万ということで契約を締結しておりますから、3億掛かりませんし、そして東側の歩道整備についても議会の議決をいただいて、先般発注いたしました。そして、下水管の移設についても発注いたしました。両方で3300万です。歩道設置が2200万ほど、そして管渠の敷設替え、移設が800何十万ほどですから、3300万ほどだと思いますけれども、3億というのは町から言った言葉でありませんから、それは議員さんがお知り合いからお聞きした数字でありますけれども、それらを含めて1億5～6千万というところで、すべてもう発注が終わっています。以上です。

○議長（長澤健君）

笹本議員、議案の質疑に戻してください。

○3番議員（笹本壽彦君）

終わります。

○議長（長澤健君）

ほかに質疑ありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上をもって議案第1号について、質疑を終わります。

これから議案第1号について討論を行います。

討論はありませんか。

( 議長。の声 )

まず、原案に反対者の意見を許します。

6番 秋山稔君

○6番議員(秋山稔君)

住民投票条例制定案に反対の立場で討論いたします。日本の地方公共団体は、憲法上、意思決定は議会が行うことになる、代表民主制を採用しています。しかし、住民投票は直接民主制になります。住民投票の直接民主制では、住民個々が判断するための情報収集や調査研究に限度があると思っています。そのために代表民主制が採用されています。代表民主制において、議会、議員には多くの権限が与えられています。その中で最も基本的、本質的な権限に議決権があります。令和2年3月議会において、依田むつ子氏が新庁舎整備計画を問う住民投票条例制定案の可決を願うという意見陳述を行いました。要約しますと、庁舎建設の予算をいったん止め、再度論議するか、それとも住民投票を実施するのかと、2つに1つの選択しかないという内容でした。議決の結果、反対10名、賛成3名で否決されました。否決した議員10名は、平成30年4月の選挙時において71.9%の皆さまから信任され、高い支持を得ています。その代表として反対の意思を表明したものであります。昨年3月議会において、新庁舎整備計画を問う住民投票条例制定について、一度議決したことを白紙に戻すことは到底看過できないと考えております。議決は、議会全体の意思となり、反対しても議会の構成員である以上、成立した議決には従うことになります。このことは、執行機関、内容によっては、住民に対しても同様であり、町的意思となると明記されています。令和2年3月議会で否決されたにもかかわらず、再度、住民投票条例制定案の署名活動は、議決を無視した行為であると私は受けとめております。議決として決定された意義は非常に重く、また尊重しなければなりません。仮に、住民投票条例が成立した場合、その投票結果で執行機関、議会などを拘束し、何事においても投票行為が行われ、議会以外にも権限を配分することになると思っています。私は、住民投票の結果いかんでは、首長や議会の判断を間接的に拘束することになるのではないかと危惧しています。自治体の政策に対し、住民投票による意思や提案を出すことは、議会軽視につながると判断せざるを得ません。議員は何も活動をしていないように映るかもしれません。我々も、子どもたちの将来や行財政の監視役、そして、まちの将来についても真剣に考えています。私たちに投票していただいた有権者の一票一票の重みを忘れることなく、議員一人一人が重い責任と信念を持って活動しています。以上のことを述べさせていただき、私は、今回の住民投票条例制定案について反対の意を表明し、反対討論といたします。

○議長(長澤健君)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

11番 堀内春美さん。

○11番議員(堀内春美さん)

私は、富士川町の未来を考える会が請求している住民投票条例制定に賛成をいたします。その理由につきまして3点ほど述べさせていただきます。まず第1点目ですが、次の時代の富士川町を担う子どもや孫たちに、莫大な借金を押しつける現在の町の進め方に、私は議員として、到底見過ごすことはできないからであります。今は富士川町の借金は、何と126億2千万円もあります。これに今町が進めている7大事業の庁舎建設30億とか、それから新体育館35億という7大事業118億の内、100億が借金。先ほど町長の答弁の中に38億とありましたが、これはまだ決定

ではありません。ですから、最初の100億というのを借金として合計しますと、何と226億2千万円が借金なんです。驚きの金額です。この金額を、現在の富士川町の人口1万4682人で割ってみますと、一人当たりの借金の金額は154万円にもなるわけです。ですから、例えば4人家族だと、その家の借金の合計額は616万円にもなるわけです。町は世代間公平のために負担をしてもらうとっておりますが、これは単に借金を子どもや孫たちに押しつけているということだけなのです。そして困るのは、この町の人口減少には歯止めがきかない。悲しいことですが20年後には7千人ぐらいになってしまうのです。今は一人の借金が154万円ですが、人口減少に伴い、最も困ることは、生まれてくる子どもの数が少なく、しっかりと税金を納められる年代の人が減少することです。町の人口が1万4千人の時の負担する金額、一人154万円ですが、その後、人口が7千人、半分になった時には、単純計算で倍になるわけです。一人の負担額は2倍で300万になるのです。これは、私たちの子どもや町の子どもの孫たちが背負うことになるのです。富士川町は今でも人口減少に伴い、毎年の税収入の減少と、企業がないために法人税の収入も減少しています。そんな先行き不透明なこの町、ましてや、コロナで日本国中が疲弊しているこんな時に、総額約30億円という新庁舎がほんとうに必要でしょうか。もっと堅実な町政運営を行うべきです。

次に、第2点といたしまして、増穂商業高校の跡地を新庁舎に使用するという理由と利点について述べさせていただきます。まず、この運動に至った経緯は、この3月で増穂商業高校は閉校になります。増穂商業高校の跡地を新庁舎にという意見は、何年も前から、町民の中からも富士川町の未来を考える会からもでておりました。が、増穂商業高校の跡地を活かす会、この会にはくぼくさんの初代の長澤重太郎社長が、昭和51年に作った増穂商業高校バレー後援会が、その後増穂商業高校教育振興協賛会と名称変更になり、その後、くぼくの社長さんが3代続いて、この会の会長を努めて下さり、物心両面で高校を応援してくれている会です。現在も存続しております。続いております。その会の会長を中心とした主要メンバーが、この町から高校がなくなると、町が寂れてしまうので専門職短期大学校を誘致しようと、29年2月に会を発足し、県や各大学等に働きかけて誘致活動をしていたのです。先ほど町長の答弁中にもありましたが、県へも陳情に行きました。ですが、県のその時の知事の答えは余りよくないものでした。ですから、この会では、県外の大学や、そういうところに回りまして働きかけて誘致活動をしてきたのですが、近年の学生の人口減少で誘致を断念したのです。その会議で、穂商業高校の跡地を新庁舎に活用すれば、わずかなりフォーム費用でできるし、体育館もあるので、町が進めようとしている35億の体育館も建設しなくてすむ。新庁舎と体育館合わせて65億円のうち、55億円くらいは削減できると、令和2年10月の会議で、増穂商業高校跡地に新庁舎をと全員一致で合意決定したのです。ちょうどそのときに、富士川町の未来を考える会も増穂商業高校跡地に新庁舎をとという意見が出ていたので、この活動に入ったわけです。増穂商業高校跡地を新庁舎にすると、町の真ん中に位置し、3棟あるうち、真ん中にある管理棟を新庁舎に使用し、普通教室棟、これはグラウンド側ですね。普通教室棟は、災害時の避難場所として使用。18教室ありますので蜜にならずに避難場所として最適です。耐震も0.7あります。それから、また特別棟ですね。特別棟というのは一番西側です。ここの特別棟には、被服室、調理室、図書室、音楽室、パソコン室等々と多岐にわたり部屋があるので、町民に開放して使用することができます。また、この校舎は昭和45年に鉄筋コンクリートに改築され、平成21年に県で大規模な耐震工事を行っていますので、2~30年は使用できます。災害時の司令塔として、0.7の耐震指標を0.9にするには、そんなに費用は掛からないし、この費用には合併推進債が使えます。司令塔として使う、真ん中の管理棟だけ0.9にすればいいわけなんです。町

長の意見書には、増穂商業高校を使うには土地取得費が掛かるとありましたが、取得費用は掛かりません。元々、はくばくさんがクヌギ林であった土地を開墾して、県に寄贈して造られた増穂商業高校です。県からは無償で払い下げになります。北杜市の須玉商業高校も無償で払い下げになっています。そして庁舎として使用する管理棟は明るく、1階の入り口に総合案内を設け、1階に今の役場の1階で執務を行っている町民生活課とか、そういった課がちょうどよく配置できて入れます。それで、先ほど耐震工事のことも、町長の意見書の中で、教室だから真ん中の壁をとると耐震がだめになるということが書いてありましたが、増穂商業高校の場合は、真ん中の教室と教室の真ん中の壁を取り払う必要は全然ないわけなんです。なぜかといいますと、部屋の内側の中に、全部隣の部屋に行けるドアがあるわけなんです。だから、いちいち廊下にてで隣の部屋いく必要はないわけなんです。須玉商業が使い勝手が悪いと言ってプレハブを建てたのは、何にも中をリフォームしてないんです。その前の教室のままを使っているんです。ですから、一つのところへ行きますと、次のところに行くには、廊下をでて、また次の部屋に入っていかなければならない。ですが増穂商業高校の場合は、中から全部行かれるのです。ドアがありますから。そして先ほども言いましたように、ドアと窓枠をすべて取れば、そこを開ければそこにカウンターを付ければ、まさにそこで執務ができるんです。そして一直線で町民はその課に行くことができるんです。そして、今の役場の動線と全く同じであります。さらにその奥にも3部屋ありますので、町民の相談室や他の課にも広く使えます。2階も6部屋ありますので、現在の役場の2階にある課、すべて入ります。町長室も入ります。そしてまた3部屋余ります。ですからほかのものにも使えます。先ほど役場の1階が全部入ると言いました。それ以外にもまだ3部屋余ります。ですから福祉保健課も入れますし、いろんなものが入れます。そしてエレベーターを作る必要があると言いました。ですが、管理棟だけエレベーターを1基付ければ、特別棟、それから教室棟は付ける必要がありません。なぜかといいますと、1階も管理棟からすべてのところに行かれます。2階も通路がありますから行かれます。3階も通路がありますから、全部行かれるんです。ですからエレベーターが1基あれば、すべてのところに行ける。だけど先ほど申し上げましたように、管理棟を1棟役場として使えばいいわけです。耐震工事はしてあります。3階に移ります。3階も6部屋ありますので、改装して議場、教育委員会、会議室等、その他の課が入るのに使えます。このリニューアル費用は合併推進債がすべて使えます。先日、北杜市役所を見学に行き、元の須玉商業高校を見てきましたが全然違います。増穂商業高校の方がずっと明るくてきれいであり、そして何よりも、強度の耐震工事がしてあるということが違います。須玉商業高校は耐震工事がしてないし、内部のリフォームも全然してないんです。平成16年に、北杜市になったときから暫定的に須玉商業高校を6年ほど使い、22年からプレハブ建築をして、24年の東日本大震災の時、全面的にプレハブに移転しています。このプレハブ建築と、それからエレベーター。そういったものの費用が9億掛かっています。ですが、この北杜市は16年に須玉商業を使い始めたときから、いずれ市役所を造るという名目で建築資金を積み立てしているんです。17年経った現在、17億6904万円も積み立てているんです。富士川町のはじめから全部借金で建設するのはえらい違いであります。堅実な財政運営をしているのに感心します。富士川町でも増穂商業高校を20年くらい使用して、その間、建設資金を積み立てして、その時の人口に見合った建物を、その時の町民総意のもとに建設するべきであります。その時にも、やはり先ほど町長がおっしゃいました合併推進債というものも、令和6年までですけれども、そこからまだ伸びる可能性があるわけなんです。そういったことも使えないとは言えません。使えるかもしれないんです。

それから3点目としまして、健全なる財政運営をしなければいけないということなんです。今、このコロナの中で、先行きが不安な時代に30億円という高額な庁舎が本当に必要なのか。全国各地の自治体で事業の見直しをしているときに、この町は118億という事業を、無理やり進めようとしているように私は見えます。借金を背負い、税金を納めるのは町民であります。町民の声をもっと聞くべきであります。他の町と比較してみましても、市川三郷町の新庁舎は16億で建設しています。南アルプス市が増改築で10億。早川町は庁舎建設費を積立金をして8億で、借金なしで造っているんです。先ほど言いました北杜市も、将来の建設資金ということで積み立てをして、その額は先ほども言いましたが約17億7千万円も積み立てをしているんです。富士川町の最初から全部借金をして建設するのは大分違います。それぞれの町は健全な財政運営をしています。富士川町はどうして健全な財政運営をしないのか。これは、私から見て判断することですが、例えば、個人の家を建てる場合も、ある程度半分くらい貯金をして、足りない分を住宅金融公庫とか、そういったところから借りて建てるのが普通です。ところがこの町はすべて借金です。そういうことに私は疑問を持ちます。また、最近のことですが、市川三郷町では昨年町民会館、図書館、体育館の3つを建設しました。この建設費の5億円が28億6700万円。土地の購入からしますと、総工費が34億円です。なぜこの町が30億。この町は庁舎だけで30億。市川は3つ建てて34億です。なぜこんな違いがあるのでしょうか。いかにこの町が高いかということです。財政が豊かならともかく、財政が逼迫しているうえに、全部借金で、他の町より高いものを建設する。こんなことで果たしてよいのでしょうか。町は合併推進債が使えるうちにと急がせていますが、合併推進債は令和6年までに着工すればよいので、今急ぐ必要は全くありません。また合併推進債が使える期間が、先ほども言いましたように、令和6年より延長する可能性も大きいのです。一部の意見だけでなく町民の声を聴くべきであります。2軒の買収、1日1千人以上の人を利用している道路を廃止し、次世代に借金を残すことが、町民のための政治をしていると言えるのでしょうか。それから、午前中の意見書の中で、町長は平成30年の町長選の時に7大事業を争点として再選されたんだから、町民からは理解を得られていると、答弁というか言いました。けれども30年の町長選の時には、政策としても、公約としても、この7大事業は揚げておりません。私のところには、このときの2人たった両候補の公の選挙公報がとってあります。今日持ってくるのをうっかりしましたけれども、ですから、いつでもお見せすることができます。その中には公約としても、政策としても載っておりません。ですから、それで再選されたから町民の理解を得ているということは全くありません。この富士川町の未来を考える会は、子どもたちが健全なる財政の町で、健康で幸せな人生を送ってほしいと願い、町も議会も見直してほしい、町民の意見を聞いてほしいと要望しても、町も議会も聞く耳を持ちません。特に議会は、議員は町民の代表はずです。安心して住める町にするために、多額の借金を後世に残さないために、使えるものは使いましょうと、増穂商業高校を新庁舎にと、住民投票を実施するために住民投票条例制定を提出した富士川町の未来を考える会、私は議員として、この町の子どもの未来を守らなければならない。そしてこの町に責任を持たなければならない立場として、以上の3点からこの住民投票条例に賛成をいたします。以上です。

○議長（長澤健君）

討論の途中ですが、ここで暫時休憩します。

休憩 午後 3時26分

再開 午後 3時33分

○議長（長澤健君）

休憩を解いて再開します。

次に原案に反対者の発言を許します。

2番 樋口正訓君。

○2番議員（樋口正訓君）

私は、富士川町新庁舎整備計画について問う住民投票条例制定案について、反対意見の討論をいたします。

はじめに、議会の議決権について、地方自治法第96条に議決権は議会の持つ権限の中で、最も本質的基本的なものであり、議会の存在目的からも第一に挙げられる権限であり、決定した議会の意思は議会全体の統一した意思であり、たとえ議決とは反対の議員があつたとしても、その議会の構成員である以上、成立した議決には従わなければならない。議決した事項は議員を拘束するばかりでなく、町村長等執行機関や住民に対しても同様であり、それが内外に宣明されたその町村の意思となる。これが議決の意義とその効果であると、明記されております。

新庁舎整備計画に対しては、平成29年3月議会から令和2年6月議会までに、約2億5300万円ほどの予算が議会に諮られ議決、既に執行されております。庁舎建設予定地も地権者の承諾も得られ、地権者の移転先も町内に決まり、最新情報では住宅の造成工事にも着手されたとも伺っております。

次に、増穂商業についてですが、校舎は先ほどもお話が出ているように、昭和38年から昭和45年までに順次管理棟も含んで完成した校舎であり、先ほどの質疑でも伺いましたが、既に51年から58年が経過しています。

まず、校舎の耐震性能について考えてみると、0.7は文教施設の基準である耐震強度I s値0.7は確保しておりますが、防災拠点の機能を備えた庁舎とする場合の0.9の基準値が満たされてはいません。当時、県発注の耐震工事設計をされた建築事務所によると、数値ではわずか0.2ではあるが、増穂商業の校舎はI s値0.7が限界で、執務空間を広げるための教室の壁の撤去なども含めて困難であるとの見解でした。

I s値とは、鉄筋コンクリートの建物が保有している基本的耐震性を表す建物の強度、変形性、粘り強さなどを含めた重要な指標のことです。I s値0.9は震度6強の地震に対しても倒壊、または倒壊する可能性が極めて低いとの数字であり、震災後に構造体の補修をすることなく、建物を使用できることを目的とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られるものと定義されていきますと、先ほどの質疑でも確認をさせていただきました。

また、耐久性についても昭和30年から40年に建てられた建物のほとんどが40年から50年で建て替えられています。国交省が定める官庁施設の基本的性能基準によると、現在は原則65年から100年程度を目安として長期的に使用することを目的にしています。現在の構造物は広報、技術、コンクリートの品質向上などから、昭和30年から40年代の建物とは異なり、格段に耐久性や長寿命化が見込まれ、長期的に使用できるような基準に改められております。近い将来、山梨県でも被害が予想されている南海トラフを震源とする巨大地震、釜無川断層などの活断層を震源とする地震など、山梨県地域防災計画によると、町内では死者139人超、死傷者800人超、建築

被害4500棟超などと予想されています。また、近年異常気象によるものか、台風による停電、豪雨災害など、災害への備えが急務ではありますが、現在富士川町には防災拠点となる建物がありません。災害時には司令塔となり、町民の命と暮らしを守ってくれるしっかりとした建物を整備して、将来に備えることが最も必要なことであり、それを要求していくことが議員として私は当然の責務であると考えます。去る2月2日に北杜市の庁舎を富士川町議会として視察してきました。旧須玉商業の校舎は庁舎として活用されていませんでした。理由を伺うと、教室単位の間取りは庁舎として使いづらく、さらにあの甚大な被害をもたらせた2011年3月11日の東日本大震災時、大きな揺れに危険を感じ、それ以降は校庭にプレハブの建物を整備して、暫定の庁舎として活用し、現在に至っているそうです。

増穂商業の校舎を耐震補強して庁舎として整備したとしても、約10年から15年で建て替えが必要となるでしょう。そのときでは、既に遅く、国の支援は見込めません。学校を庁舎として活用することは、次の建替えの時期を見据え、総合的に判断すれば、次の世代にさらに重い負担がかかることは明白ではないでしょうか。学校施設は校舎として活用してこそ、建物が生きるのだと思います。

終わりになりますが、町民へのサービスの向上を第一に、経済性、バリアフリー、ユニバーサルデザインなど、災害時には拠点となるような機能を備えた新庁舎を整備することが今の私たちの責務ではないでしょうか。私はいま進めている実施設計による新庁舎の早期建設を希望して討論を終わります。

○議長（長澤健君）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

10番 青柳光仁君。

○10番議員（青柳光仁君）

請求者に賛成の立場で討論をさせていただきます。私の基本的な考えは、使える物は使っていい。耐震化されている議会棟、福祉保健センターを使っていただきたいと、検討委員会から、基本構想ができた段階から私はそう思っています。ここの1階は町民開放会議室にしたらどうだと。その後でできた、書庫が足りないと、あるいは書庫を2階に造るわけにはいかないというご意見に対しては、だったらここを書庫に使ったらどうだと。議会内で、今、先ほどの議員の発言にありましたように、基本的には使える物は使ってほしいと。庁舎建設を出来るだけ安くしてほしいと。人口はどんどん減っていくわけですから、世代間負担の公平性ということには私も賛成です。ただ、子どもたちがずっとその借金を背負っていかねばならないから、今回請求があった人たちの考え方もおそらく、一番最初は経緯を考えると、請願書。4500人超の請願が出されました。出来るだけ30億円かけないでほしいと。できるだけ起債を少なくしてほしいというご意見だったと思いますけれども、町長から返事がなかったということで、前の時にも住民投票条例が出されて、議会で否決されました。今度は増穂商業高校の跡地へという、また別の面で請願が出されました。私は当初は、増穂商業のことは考えていませんでした。というのは、増穂商業跡地を活用する会と先ほど紹介がありましたけれども、その会が、専門短大を誘致するというで動いておられました。私もその意見に賛成でした。町外から人を持ってこなければ、この町は衰退するばかりだという意味で賛成でしたから、庁舎を検討する中で、増穂商業を考えておりませんでした。当初は考えましたけれどね。その会が、国会議員なり使って、あちこちあつたということを知っています。たとえばある私立大学は、もうこれから少子化で本体へ学生を集めるので精一杯だと。分校までとて

も手がまわらないということでお断りがあったそうです。そこでその跡地を活用する会は、産業短大を誘致することを諦めて、そのかわり、経費を掛けないということであれば、増穂商業を使ったらどうだということで、本日陳述がありました未来を考える会の代表者と考え方が、方向性が一致したということになったわけです。それで私は、それはいい考えだということで今現在、ここに賛成の立場で立っております。

まず、耐震化の問題について、先ほど専門家の方からこうこうだよ、というお話がありましたけれども、0.7は弱いんだと。ある意味。熊本級の地震がくれば弱いんだと。じゃあなんで子どもたちを、将来のある子どもたちをそこに入れて、庁舎を新築するんだと。先ほども質疑のとき言いましたけれども、学校が先じゃないかと。規模は小さくてもいいから、学校が先じゃないかと私は思うわけです。この討論は議員の皆さんに訴える場ですから、議員の皆さんよく考えてください。それから、私がここに立った一番の元は12月議会の一般質問でも行いましたけれども、この町の財政力の弱さです。財政力指数、平成30年の総務省の集計で、全国同規模15,000人程度の町が63あります。その中で47番目。将来負担比率は平成30年当時、先ほど井上議員からもありましたけれども54.何%で42番目。昨年在58%、それがこの町の担当課の予測であって、あくまでも予測ですが、令和7年があります。そうすると、将来負担比率は、令和元年の58%から174%になります。何%アップじゃないんです。3倍になるんです。だから、子どもたちに負担がいくということは明白です。令和8年まで予測してあります。令和8年になると177.3%。また増えます、3%。それが私は心配で12月に一般質問しました。町長は財源をしっかりと確保して、中長期的な視点に立って運営していくと。住民の期待も大きいのだという話がありましたけれども、いつ住民の期待が大きいことを判断されたのか。このコロナの件もありまして、議会も町当局も懇談会、懇話会、開かれておりません。そこでこの住民投票条例を使って、ぜひ住民の本当の気持ちを聞いていただきたいと。これが私の賛成する立場であります。このままいくと本当にこの町の財政は心配なんです。先ほど町長は皆さんの税金を使っているんじゃない、町の予算の中で計画的に返済を考えると。とんでもありません。皆さんが払っている県税、国税、地方税、それが国を運営し、もちろん株式を購入したり、国債を購入したりして運用する面もありますけれども、基本は皆さんの税金。今度65歳以上の高齢者医療費負担が2割になります。前にも言いましたけれどもタバコも値上がりしました。電話料だけは、今安くしろ、安くしろと言って総務省が騒いでいます。商品も上がっております。で、私が12月にお話したのは、一回立ち止まって、令和6年までに実施設計書ができればいいんだから、いったん立ち止まって、もう一度洗い直してみませんか。とお答えは財源を確保して、予定どおり進めるということでした。つい最近の新聞でも、山梨県も不要不急な事業は約40項目見直して、新しい方へ向けるという新聞報道がありました。12月にもお話ししましたが、他の町でも皆さん事業を見直しているんです。どうでも7大事業を実行する。学校も建替えなければならないんです。財政負担が重なると、とてももたないというお話もありましたが、どちらを先にするのか。将来返済を担っていつてくれる子どもたちの環境をまず考える。町中には救急車、消防車が入れない道もいっぱいあります。学校は耐震化。庁舎も耐震化すればいいんです。学校は長寿命化。庁舎も長寿命化すれば80年持つんです。

しゃべりだせばキリがないので、いずれにしてもこの町の財政を考えて、私もできるだけ小さな庁舎にしてほしい。北杜市はプレハブで我慢しているというお話がありましたけれども、我慢しながら17年間きたんです。職員の方は確かに使いづらいのかもしれませんが、私ども見学させていただいて、これで十分と思いました。平米15万ほどで造られたそうです。プレハブだから不

都合があるという町民の声は聞こえてない。職員は暫定庁舎とおっしゃるけれども、町民が不足です、早く新しく建ってくれという声は聞こえていません。私の妹も北杜市にいますけれども、ぜひ議員諸氏はお考えいただいて、本当にこの町の将来を考えるのであれば。それからもう一点。令和元年度の9月決算の会計監査委員の書類をご覧になって、HPでもご覧になったかと思うんですが、職員数170人については、同規模町村の人数を配慮しながら進めていくと。今後も。定年退職者があつたり、病気退職があつたりするけれども、同規模団体の人数を配慮しながら進めていくと。必ず、財政についてもそうだと思います。いつまでも63番に近いような数字で、これは平成30年ですから、令和6年、7年、8年となってきたときには、限りなく63番に近い方向にいつてしまうのです。少なくとも、真ん中へんに追いつこうという政策をぜひお願いして、請求者に賛成の討論といたします。

○議長（長澤健君）

次に、原案に反対者の発言を許します。

5番 望月眞君。

○5番議員（望月眞君）

富士川町の未来を考える会の富士川町新庁舎整備計画について問う住民投票条例制定案に反対する立場で討論を行います。

討論の前に、しっかりとした議論をするために未来を考える会の条例制定案やお考えをお伺いしたかったわけですが、それができなくて残念です。質問の機会がなかったので1点だけ言わせていただきたいことがあります。皆さんが署名活動の資料として作成、配布されたピンクのチラシについて、このチラシについては考える会の中で、検討、検証がなされているのでしょうか。考える会の皆さんの総意で作成されたものなのでしょうか。ピンクのチラシを見て、私もいろいろ考えさせられました。大洗町訪問について、ことさら強調して書かれていましたが、この文章表現について、会の皆さんはどのように考えておられているのでしょうか。私も危機管理や必要経費という視点で捉えると、訪問メンバーの適切さについて検討が必要であると思いました。議会事務局から訪問メンバーを聞いたとき、指摘できなかった私自身の力のなさも反省しています。ただ、プライバシーに関わることを強調して書かれていたことに不快感を覚えました。家族の皆さんも、町長も、役場の管理職員も、同僚たちも、胸が痛くなる思いで心配し、見守りながら過ごしていたに違いありません。チラシにより、心を痛めた人もおられることと思います。チラシとして公に配布することを、ご家族から承諾を得ていたのでしょうか。

オリンピック組織委員会の森会長のジェンダー発言が大きな問題となっています。チラシの中にも女性蔑視とも思える表現がなされたことにも不快感を覚えます。女性職員が職務で随行してはいけないのでしょうか。女性職員運転と書かれていましたが、女性が運転したことがまずいのでしょうか。あえて、女性職員と書く必要がありますか。プライバシーや人権に配慮を欠いたチラシになっていると思いますが、富士川町の未来を考える会のメンバーの皆さんはいかがお考えでしょうか。

さて、住民投票条例制定案では増穂商業高校跡地と校舎を改装再利用した新庁舎整備の是非を住民投票で問うことであります。新庁舎建設に向けて、既に実施設計が完了しようとするこの時点で、新庁舎整備に新たに増穂商業高校跡地と校舎の活用を持ち出してきたことに唐突感を覚えます。同会では新庁舎は役場南側に建設することや、ワンストップフロアの新庁舎建設ではなく、福祉保健課、上下水道課、教育委員会、議場については、現施設を利用することを要望してきた経過があります。この時点で、ワンストップ窓口業務機能の向上を持ち出し、増穂商業高校校舎を新庁舎とし

て活用しようという提起には一貫性がありません。ピンクのチラシや住民投票条例請求書では、北杜市の須玉商業高校跡地と校舎を暫定庁舎として活用している事例を挙げています。よその市町のことを引き合いに出すのは好ましくないと思いますが、考える会では北杜市の暫定校舎、北杜市は現庁舎を暫定庁舎として活用していますが、この現状をどう捉えているのでしょうか。私は合併直後の北杜市の学校で3年間勤務していました。市役所や教育委員会に出向くたびに、目的の部署まで行くのに戸惑った経験が何度もありました。平成19年時の北杜市の実質公債費率は、地方債の発行に許可が必要となる基準の18%を超える19%でした。先ほど堀内議員がおっしゃいましたが、北杜市ではそのために将来的に新庁舎を建設していくことを考え、新庁舎建設基金を蓄え、とりあえず須玉商業高校校舎を暫定庁舎として活用してきた経過があります。それぞれの市町には、その市町なりの現状や課題があり、それぞれの将来展望で事業が展開されると理解しております。北杜市が須玉商業高校跡地と校舎を暫定庁舎として活用してきたことに異論を唱えるものではありません。しかし、現時点では先ほどから何度も出ていますが、利便性と安全性を考慮して、旧校舎の活用は抑え、プレハブ棟を建て庁舎として業務をしているのが現状です。過日、北杜市の暫定市役所を視察に行き説明を受けましたが、暫定庁舎のためのリノベーションやプレハブ建設などで9億1千万円以上の経費が掛かっているとのことでした。考える会の請求要旨では総額7億円と提示されていますが、その根拠についても伺いたかったのですが、北杜市では合併直後から新庁舎の建設が検討されていますが、北杜市は広域のため、旧町村にそれぞれ総合支所が8つ配置されています。北杜市の庁舎建設には総合支所との兼ね合いをどうしていくのかという課題もあるようです。北杜市の暫定庁舎を例に見ても、建物の構造的な違いもあり、学校校舎を庁舎として活用していくことには無理があると思います。私は秋山仁議員、井上和男議員と一緒に、現増徳商業高校校舎も視察しましたが、もし庁舎として活用しても増徳商業高校校舎の現状を考慮すると、将来的には新庁舎の建設が必要となり、新たに建設計画を立てていかなければなりません。二重の経費が掛かる上、有利な合併推進債を利用することができずに町独自の負担で建設していかなければならず、町財政の将来負担はかえって大きくなります。増徳商業高校がこれまで果たしてきた役割や地域に貢献してきたことを考えると、増徳商業高校跡地は教育施設として活用していくことが望ましいといえます。

現増徳中学校校舎は老朽化しており、近い将来新校舎建設が必要となります。当面は現増徳商業校舎をリノベーションして、新しい中学校を開設するとよいと思います。新校舎の建築も必要となりますが、プレハブ校舎を建てることなく建設することが可能になります。財源を抑えられるのです。校舎の建設には建設費の50%以上、先ほど町長は60%とおっしゃっていましたが、国が補償してくれる義務教育債が活用でき、町の財政負担を抑えることができます。新校舎建設後、リノベーションした校舎は町の教育センターとして位置づけ、先生たちの会議や研究会の場、社会教育の推進の場、合唱クラブや楽器愛好家の練習の場、中高生や受験生の自主学習の場など、広く活用できます。これは私の身勝手な発想ですが、増徳商業高校跡地を中心に、つまり新たな中学校を中心に、増徳小学校から新図書館までを町の文教エリアとして位置づけ、町の教育の推進と、人材育成の推進を図るようならばよいと考えています。

いずれにしても、増徳商業高校跡地を町の施設として活用していくためには、県から跡地や現校舎の譲渡をしてもらうことが必要となります。県では町、議会、跡地を活かす会の総意が整えば、譲渡をしてくれる意向があります。議会では増徳商業高校跡地を新中学校開設の候補地として、県に譲渡要請していくことを可決した経過があります。増徳商業高校跡地と現校舎を町の施設として

有効に活用していくことができるよう、跡地を活かす会、未来を考える会の皆さんにもぜひご検討ご協力をお願いしたいと思います。

私は現中学校用地には、新しい町民体育館を建設することがよいと考えていました。現増穂中学校体育館をサブアリーナとして使えば、大きな体育館を建設する必要がありません。全国規模の大きな大会を招致する必要もないと思います。隣接するふれあい広域体育館は、これまでどおり武道場や卓球場として活用できます。総合体育館としての機能は十分に果たせます。駐車場も含めて、新たな体育館建設用地の購入も必要なく、JR東海からの補償を使えば、概算経費で提示されていた35億円も掛ける必要は全くなくなります。旧町民体育館の活用率は97%に達していました。そのくらい使っていたんですね。スポーツ協会関係者の中には、新庁舎より新体育館建設が先ではないかという声も上がっています。スポーツ愛好家が多く、県体育祭で10連覇しているスポーツの町でもある富士川町には、学校施設とは別の町の町民体育館が必要なのです。また、新町民体育館は県北部の長澤、小林、春米地区住民の一時避難場所や、町全体の長期避難所としての機能も充実されることを望みます。これからの避難所は感染症対策や支援を必要とする障害を抱えた人や、高齢者のための避難スペース、乳幼児を抱えた家族、ペットと暮らしている人の避難スペースなど、いろいろなことを想定して開設する必要が出てきます。阪神淡路大地震や中越沖地震では、学校施設が長期避難所として活用されました。私も現地に行ったり、関係者の話を聞いたりしましたが、学校施設が長期避難所になると、学校機能が停滞し、子どもたちの教育活動に支障がでます。長期避難所としての学校施設の活用は、極力避けなければなりません。新体育館には避難所機能を充実させ、長期避難所のセンター的役割を果たすことが望まれます。新体育館を中心に、ふれあい体育館、町民会館、福祉保健支援センター、児童館、それに新庁舎に開設される予定のオープン型議場、こういった施設の活用を考慮して、長期避難所開設計画を立てることが望まれます。

現増穂商業高校の跡地の活用を含め、新庁舎の建設、新町民体育館の建設、新しい中学校の開設等、現状や課題を分析し、町の将来の展望をしっかりと見据え、町財政の負担も考慮・検討し、町に政策提言したり、的確に判断、議決していくことが私たち議員の責務であると考えています。

新庁舎の建設については、平成27年の公共施設再配置計画が策定してからスタートして、既に7か年かけて審議し、町民の声を聴く機会も設定されてきました。平成28年2月に策定された基本構想では、国の庁舎基準を基に延床面積を6000から6500㎡とされていましたが、さまざまな検討や町民の声を聴く過程を経て、基本設計では延床面積4800㎡と縮小されました。これは、現在分散している庁舎の合計を約22%削減した面積になります。よその市町のことを比較することは、先ほども申しましたがあまり好ましくありませんが、市川三郷町の庁舎は、三珠分庁舎、六郷分庁舎合わせると延床面積は9200㎡になります。当然維持管理費や人件費も多くなります。しかし、町の広域性を考慮すると、庁舎と分庁舎を併用していくことは間違っているとは思えません。現状や課題を考えて、それぞれの市町の判断で政策決定がされて然るべきです。本町では7年の検討期間を経て、やっと実施設計の段階まで進んでいます。この間議会では、修正動議や討論は一回も出ていないと理解しています。

私は、福祉保健課は福祉支援センター内の現在地に据え置き、社会福祉協議会と連携を図ることがよいのではないかと考え、議員になった最初の一般質問で当局に政策提言したことがあります。ワンストップフロアの庁舎建設の方向性を否定して、修正動議を出すまでには至っていません。新庁舎内での福祉保健課の機能の向上と、社会福祉協議会を中心にしたまほらの郷区域の福祉エリア機能の充実を図るよう、これから提起していきたいと考えています。新庁舎建設に向けては本年度

予算だけでも、新庁舎建設業務設計費1億530万6千円、新庁舎整備物件補償費等1億850万7千円と、合わせて2億1381万3千円の経費が計上され、議決・執行されています。新たに増穂商業高校跡地と県校舎を改装活用して新庁舎を建設していくとなれば、今までの経過や経費は全て無駄になります。場合によっては契約不履行で提訴されることも起こり得ます。町は議決されたことを執行していく責務があります。議会には執行内容に不備や無駄がないか精査し、検討していく責務があります。責務を放棄して、政策転換に賛成していくわけにはいきません。新型コロナの感染症で先が見えない現状があります。合併推進債の活用期限の終了や減額と言う政策変更という事態も起こりかねません。先が見えない現状があるからこそ、先が見えていることにしっかり取り組んでいかななくてはなりません。今まで積み重ねてきた経過や経費を無駄にして、新たな取り組みをする余裕はないと思います。富士川町になって11年が経過しました。華美で豪華な新庁舎の建設には私は反対です。構造的、耐久性をしっかり備え、機能性がある新庁舎の早期建設が望まれます。70年以上使っていく、しっかりとした庁舎をこれからの世代に引き継いでいくことが大切です。町のランドマークとなる新庁舎を整備し、町民が心を合わせ、住みよい町づくりをしていけたらと思います。議会も、私たち議員も町長派とか反町長派という概念はありません。また感情的にならずに政策や提起された議案に対して真摯に討議したり、的確に決定していくことが求められています。町民生活の向上や町の発展を期して冷静に町の現状や課題を把握し、将来の展望や町の財政等を分析し、的確に議論したり政策提言することが求められます。私も議員としての責務をしっかりと遂行していくつもりです。新庁舎建設を争点にしてビラが飛び交うような、政争な町にしてはいけないと訴え、私の反対討論を終わります。

○議長（長澤健君）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

3番 笹本壽彦君。

○3番議員（笹本壽彦君）

議案第1号住民投票条例の制定について賛成意見を述べます。私は町議になった時点で、新庁舎は増穂商業高校をリノベーションして使うべきだと申し上げてきました。その当時でも、そのような意見を町民から多く聞いておりました。しかしながら、新庁舎建設に関する種々の委員会において、原案以外の協議、審議はほとんど行われておりませんでした。これは町のホームページの会議録を読めば明らかです。私は一般質問で、各種委員の意見だけでは町民の意見が反映されないのではないかと、2度指摘いたしました。しかし、町当局は広く町民の意見を聴いたと、その一本やりでございました。本日の町長の説明の中にも、町の施設を最もご利用いただく団体、区長会、体育協会、社協などの意見を聴くことで町民の意見を広く聴いたと、このようにおっしゃいました。これらの方は業務や仕事で役場に來ている方々であって、一般町民とは異なるんじゃないですか。それから、議会においても研修事業を行ったりして、そのつど、議会として町民懇談会とかを行うことが重要だという勉強を複数のところで、そういう勉強をいたしました。ところが、一回も行っていません。一昨年は愛知県まで行って、議会と町民が懇談会をすることは重要だよ、そういうことを頻繁にやっているからその議会は優秀だということで表彰されたんですね。それを勉強に行ったんです、一昨年。それ以来一度も行っていません。コロナの感染症対策の問題もあるでしょう。一回も行ってありません。

また、議会に対し、町当局から新庁舎に関する説明会の際にも、当局に対し厳しい指摘や、ここを節約したらどうだとか、この辺がおかしいのではないかとといった疑念の意見はほとんど出ていま

せん。私なんかが言うと、陰ではあいつは変人だ、笹本さんは変人だと言われたそうです。そういう声が聞こえてきました。私の感覚では、本日この反対討論でいろんな意見をお聞きしましたが、今まで議会でも全員協議会でも、そのような意見は全然出ていません。もっと早くこういう議論があつて然るべきだったはずなのです。ある意味では、この町民の方々が今回この条例案を出してくれたことによって、この議会も活性化したかなと思います。私の感覚では、今までの議会は、当局に対して暗黙の容認ばかり。100%承認のようでした。これは私の感覚です。今回のこのような住民条例が出されたのは、今までの町の説明責任の欠如と議会の怠慢でもあります。これまでの経緯を深く反省し、今回は直接町民の意見を問うべきと考えます。今まで本当に町民の声に耳を傾けてきたのか。町民に寄り添う事業計画だったのか。深く反省し、今回の町民からの条例制定案には賛成いたします。

新庁舎建設に対して反対なのではございません。町長からも増穂商業に関して説明がありました。説明不足とは思いますが、もっと早くそのような説明をあちらこちらで聞いておれば、それに対してのやりとりとかもあつて、進んだでしょう。そういうことで誤解も解けたはずです。本日になってあの説明では、残念ながら言い訳になってしまう。それがとても残念でした。こういう条例案の、また費用が掛かるという意見が前回の時にありました。反省する意味で、町長、副町長、議員の歳費を返上すれば、そのくらいの費用は捻出できます。一度、町民が声を聴いてくれと言っているんだから、聞いてあげたらいいじゃないですか。以上、賛成討論といたします。

○議長（長澤健君）

次に、原案に反対者の発言を許します。

12番 鮫田洋平君。

○12番議員（鮫田洋平君）

私は、提案された住民投票条例に反対の立場で討論いたします。

まず、今回提案された住民投票の趣旨について、町民が真剣に町の将来のことを考えていることは理解できましたが、増穂商業高校跡地を庁舎にすることについては、その根拠や将来のことを考えると理解できません。また、未来を考える会の代表者、大塚さんには有効署名者数3067名の代表として、質疑を受けていただけなかったことに対して大変残念に思っております。

また、この場で発言することがよいことかは解りませんが、署名員の何名かの方から自宅に電話をいただきお話ししました。しかし、脅しとも取れるような内容を話されました。録音もしていませんので言った、言わないの世界の話になってしまうかもしれませんが、「賛成しなければ次の選挙は落とします」とはっきり言われました。また、「増穂商業高校を使用した場合は、数年後に建て替えをしなければならぬのでは」と尋ねたら、「その時はその時の人たちが考えればいいのよ」と言われました。とても富士川町の未来を考えているとは思えない回答で、耳を疑いました。

これまで、何度も町から説明されている新庁舎建設の内容からも、現庁舎敷地に新庁舎を建設することが、将来的な負担や利便性を考えれば最適であると考えています。議会でも平成29年3月議会から令和2年6月議会までの間、新庁舎建設関連で2億5千万円ほどの予算が提案され、反対もなく全会一致で可決し、執行されています。反対の声があれば、議場でその時に反対者がいてもおかしくないと思います。

また、増穂商業高校の校舎を利用した改装には無理があると考えます。学校は教育施設であり、元々の使用用途が違う建物を改装して、住民の利便性が向上するとは思えません。

バリアフリーやユニバーサルデザインに対応できるのか。災害時に本部として利用できるよう国

土交通省の基準でもある、構造耐震指標 I s 値を 0.9 以上にあげられるのか。とても現実から離れていると思います。また、築約 50 年を迎える建物なので改装しても 10～15 年後には建て替えを考えなければなりません。その時の財源はどうするのでしょうか。総合的に判断し、増穂商業高校を改築して庁舎とは考えづらいと思います。また、後世に負担やツケが、という話も出ていますが、原案での建設をしなければ改築費用と建設費用が発生することとなり、今以上の負担となるのではないのでしょうか。また、住民投票をすることは普通選挙と同じだけの日数、事務量、そして費用も掛かり、それも住民の負担になると思います。以上のことから、この条例案には反対いたします。

○議長（長澤健君）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（ な し ）

討論なしと認めます。

以上をもって議案第 1 号について、討論を終わります。

これから日程第 8 議案第 1 号について採決します。

討論がありましたので、起立によって採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり。決定することに賛成の方は起立願います。

【 起立 3 名 （ 賛成 3 : 反対 9 ） 】

起立少数です。

したがって議案第 1 号は否決されました。

---

○議長（長澤健君）

以上をもちまして、本日の日程はすべて終了しました。

本日の会議を閉じます。

皆さまにはお忙しいところ、大変ご苦労さまでした。

令和 3 年第 1 回富士川町議会臨時会を閉会します。

起立願います。「相互に礼」ご苦労さまでした。

閉会 午後 4 時 28 分